

財形制度の現状等について

勤労者財産形成促進制度について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

勤労者財産形成貯蓄制度の概要

- 勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：
銀行、証券、生保、損保等）

財形貯蓄の種類

預貯金（定期預金等）、合同運用信託（金銭、貸付）、有価証券（公社債、証券投資信託の受益証券、金融債、株式投資信託）、生命保険、損害保険等

一般財形貯蓄(S46.6～)

※年齢要件なし

○目的自由

●利子等は課税

契約数371万件、貯蓄残高9兆2,201億円（R8.3末）

財形年金貯蓄(S57.10～)

※貯蓄開始は55歳未満

○年金として受取（満60歳以上）

○定額型・逓増型・前厚型から受取方法を選択

●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税

契約数117万件、貯蓄残高2兆3,312億円（R8.3末）

財形住宅貯蓄(S63.4～)

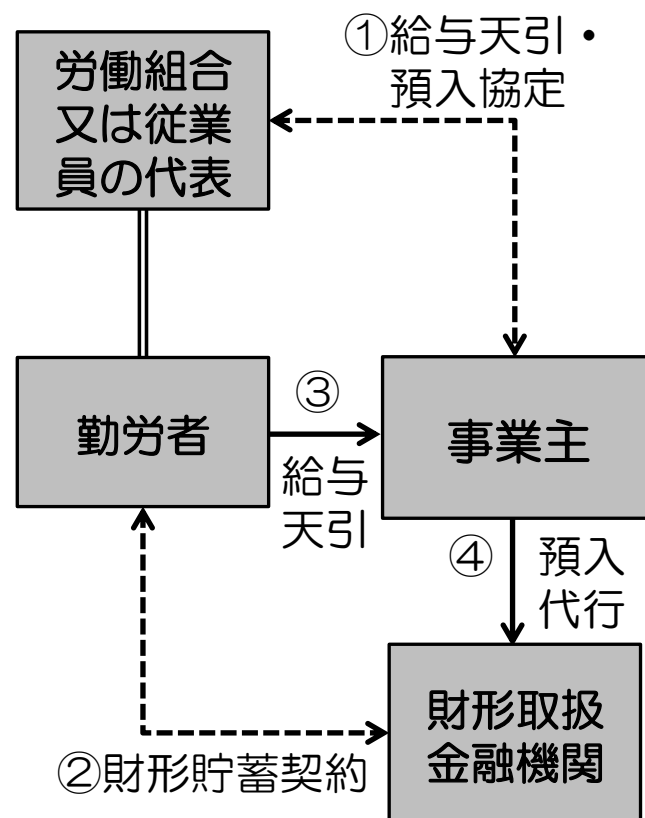
※貯蓄開始は55歳未満

○住宅の取得・増改築等の費用に充当

●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税

契約数38万件、貯蓄残高9,562億円（R8.3末）

【財形貯蓄制度の仕組み】



勤労者財産形成貯蓄制度の概要

1. 契約・加入要件

一般財形貯蓄(S46.6～)

○要件（財形法第6条1項1号）

- ① **3年以上の期間にわたって定期的に金銭の払い込み**をするもの
- ② 預入等が行われた日から1年間は、払出し又は譲渡をしない
- ③ 勤労者と事業主との契約に基づき、事業主が賃金から控除し払い込みを行う

財形年金貯蓄(S57.10～)

○要件（財形法第6条2項本文及び同項第1号）

- ① **55歳未満**（貯蓄契約締結時）の勤労者
- ② 年金支払開始日の前日までに**5年以上の期間にわたって定期的に金銭の払い込み**をするもの
- ③ 60歳に達した日以後の日（最後の預入等から5年以内に限る）以後に**5年以上定期的に支払い**
- ④ 年金での支払い、勤労者の死亡等の場合を除き、払出し、譲渡又は償還をしない
- ⑤ 勤労者と事業主との契約に基づき、事業主が賃金から控除し払い込みを行う

財形住宅貯蓄(S63.4～)

○要件（財形法第6条4項本文及び同項第1号）

- ① **55歳未満**（貯蓄契約締結時）の勤労者
- ② **5年以上の期間にわたって定期的に金銭の払い込み**をするもの
- ③ 住宅の取得、持家住宅の増改築等の対価として**住宅の取得等の時に支払い**
- ④ 住宅の取得等での支払い、勤労者の死亡等の場合を除き、払出し、譲渡又は償還をしない
- ⑤ 住宅の取得等する際の自己資金の不足を補う予定が明らか
- ⑥ 勤労者と事業主との契約に基づき、事業主が賃金から控除し払い込みを行う

勤労者財産形成貯蓄制度の概要

2. 財形貯蓄制度の対象者

- 勤労者であること
- 勤務先が財形貯蓄制度を実施していること
- 財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄は、一人それぞれ1契約（財形法第6条3項及び5項）

3. 利子の非課税措置

- 財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の元本合計**550万円**（租税特別措置法第4条の3、第4条の4）
⇒超過した場合、超過分から発生した利息は課税対象
- 生命保険・損害保険の場合、財形年金貯蓄の元本は**385万円**が上限（租特法第4条の3）。
⇒残り165万円は財形住宅貯蓄で利用可。
- 財形年金貯蓄は据置期間や退職後も非課税。
- 目的外の払出時には、さかのぼって課税。

4. 積立の中断

- 一般財形は法令上、制限無し。
財形年金（住宅）貯蓄は、原則**2年間**、手続きにより非課税での中断可能（租特施行令第2条の13など）
- 財形年金（住宅）貯蓄の積立を**育児休業が理由で中断**する場合、手続きにより **子が3歳に達するまでの間は**、非課税での中断可能（租特法令第2条の21の2）（育休等取得者の継続適用特例）
- 財形年金（住宅）貯蓄を実施中に**海外へ転勤（居住）**の場合、国内非居住者のため非課税措置の適用なし。
ただし、出国するまでの間の手続きにより**7年間**は非課税で中断可能（租特法第2条の21）。

各財形制度の比較

	一般財形	財形年金	財形住宅
制度の目的	ライフイベントに応じた支出を賄うため（使途自由）	老後の所得	住宅購入、リフォーム等
加入可能年齢	年齢制限なし	55歳未満の勤労者	55歳未満の勤労者
商品	預貯金、保険商品等	預貯金、保険商品等	預貯金、保険商品等
課税関係	非課税措置なし	拠出時：課税（税引き後所得から拠出） 運用時：非課税 給付時：非課税 目的外解約時は5年間遡及課税 災害・疾病等の理由による非課税での払出可能	拠出時：課税（税引き後所得から拠出） 運用時：非課税 給付時：非課税 目的外解約時は5年間遡及課税 災害・疾病等の理由による非課税での払出可能
非課税枠	なし	財形住宅と合わせて550万円まで ※1 上限額を超えると以後全額課税 ※2 財形年金のみで保険商品の場合は払込限度額385万円まで）	財形年金と合わせて550万円まで ※1 上限額を超えると以後全額課税
払出可能時期	制限なし	60歳以降	住宅の購入・増改築
非課税関係申告書	不要	必要（契約時、各種変更時、積立終了時等）	必要（契約時、各種変更時等）
積立方法・期間 ※1 年に1回以上定期の積立が必要	事業主払込・最低3年以上	事業主払込・最低5年以上 ※2 非課税での積立中断期間は原則最長2年間（海外転勤時、育休時の特例あり）	事業主払込・最低5年以上 ※2 非課税での積立中断期間は原則最長2年間（海外転勤時、育休時の特例あり）
預替の可否	貯蓄保有歴3年以上で任意に可能	転職時に従前の金融機関で継続できない場合、金融機関破綻時、財形業務廃止時等、一定の場合に限る。	転職時に従前の金融機関で継続できない場合、金融機関破綻時、財形業務廃止時等、一定の場合に限る
受取方法	必要な際に必要な金額を受取	分割受取 ※60歳到達以後に5年～20年以内の期間で設定し年金として受取	住宅購入等の際、一括受取又は購入等の前後で2回に分けて分割受取
証明書類	なし	なし	工事請負契約書・売買契約書等（写）、 登記事項証明書(写)、住民票(写) （増改築等の場合）増改築等工事証明書等（写） その他要件を満たしていることを証明する書類

勤労者財産形成給付金制度の概要

- 勤労者財産形成給付金（財形給付金）制度は、事業主が、労使の合意に基づき、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けた財形給付金契約により、財形貯蓄を有する勤労者のために、毎年、勤労者一人につき最高10万円までの金銭を拠出し、7年経過ごとに、その元利合計額である財形給付金を勤労者に支給する制度。

財形給付金取扱金融機関

信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会、損害保険会社、証券投資信託の委託業者

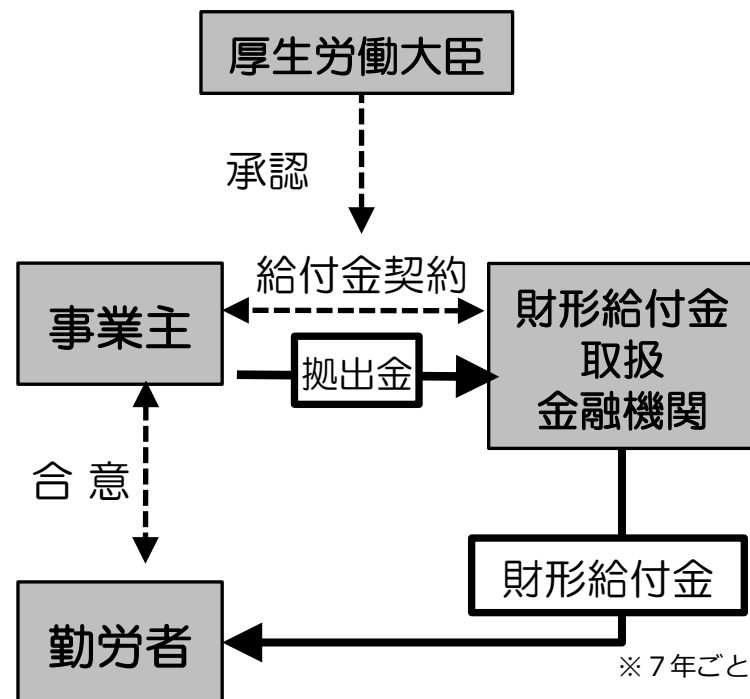
税制上の措置

- 事業主…拠出金は 損金 または 必要経費 に算入。
- 勤労者…拠出時、所得税は非課税。満期給付金は一時所得扱い。

実施に係る要件等

- 給付金制度を実施するか否か、労使の合意が必要。
加入資格、拠出額の基準等を財形給付金規程として作成。
- 第1回目の拠出金の拠出までに厚生労働大臣の承認が必要。
- 拠出する金額は、毎年、勤労者一人につき10万円まで。
拠出金は、事業主が契約に基づき全額を定期的に拠出。
- **7年ごとに**それまでの拠出金とその運用益の合計を**満期給付金**として勤労者の財形貯蓄等へ預入。
- 契約数17万件、給付金残高292億円（R8.3末）

【財形給付金制度の仕組み】



勤労者財産形成基金制度の概要

- 勤労者財産形成基金（財形基金）制度は、事業主及び財形貯蓄を有する勤労者が、厚生労働大臣の認可を受けて設立した財形基金において、事業主から毎年、勤労者一人につき最高10万円までの拠出を受けた金銭を運用し、7年経過ごとに元利合計額である財形基金給付金を勤労者に支給する制度。

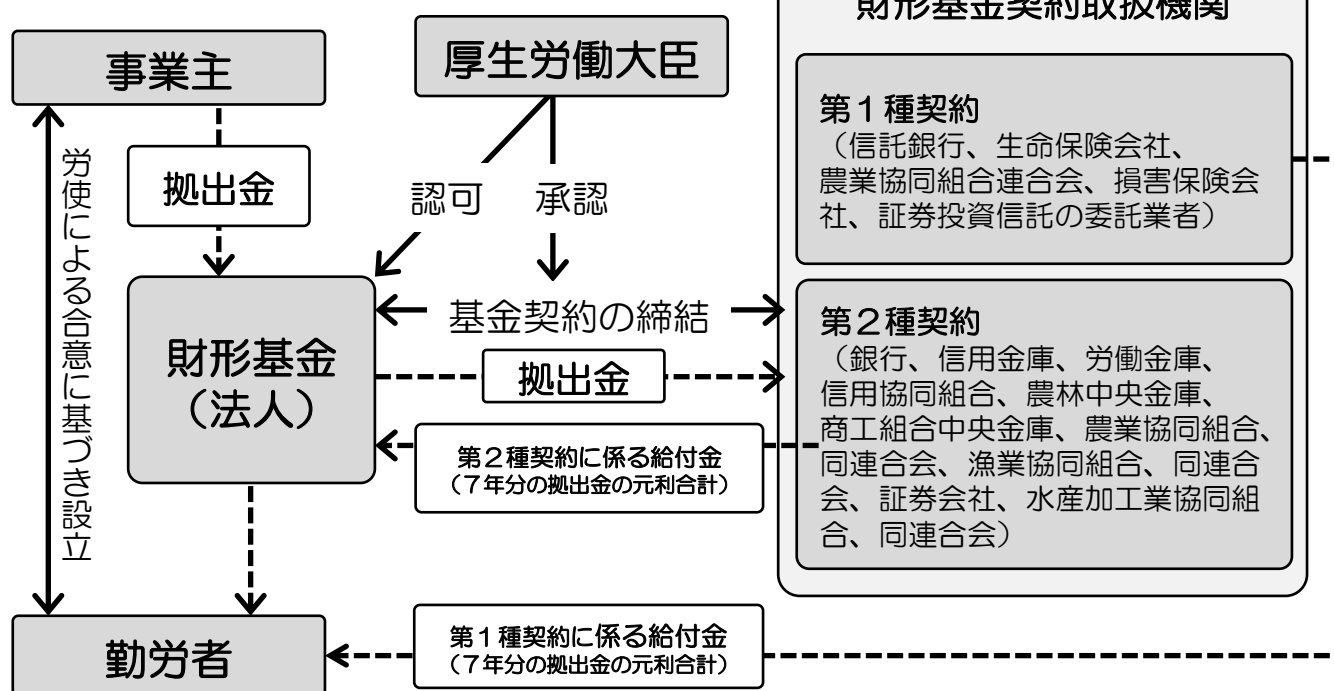
税制上の措置

- 事業主…拠出金は 損金 または 必要経費 に算入。
- 勤労者…拠出時、所得税は非課税。満期基金給付金は一時所得扱い。

実施に係る要件等

- 財形基金の設立については、労使の書面による合意が必要。
- 基金の設立には厚生労働大臣の認可が必要。
- 拠出する金額は、毎年、勤労者一人につき10万円まで。
拠出金は、事業主が契約に基づき全額を定期的に拠出。
- **7年ごとに**それまでの拠出金とその運用益の合計を**満期基金給付金**として勤労者の財形貯蓄等へ預入。
- 契約数4千件、給付金残高4億円（R8.3末）

【財形基金制度の仕組み】



財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、事業主を通じて（転貸融資）又は直接に（直接融資）、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度（S52. 4～）

（独）勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関から資金を調達（財形貯蓄総残高の1／3を限度）して融資

○財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高を保有している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資

○融資方法は、以下の3点

- ①（独）勤労者退職金共済機構が事業主等を行う**転貸融資**
- ② 公務員に対してその共済組合が行う**直接融資**
- ③ 転貸融資制度がない等の場合に（独）住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**

○限度額… 貯蓄残高の10倍（最大4,000万円）

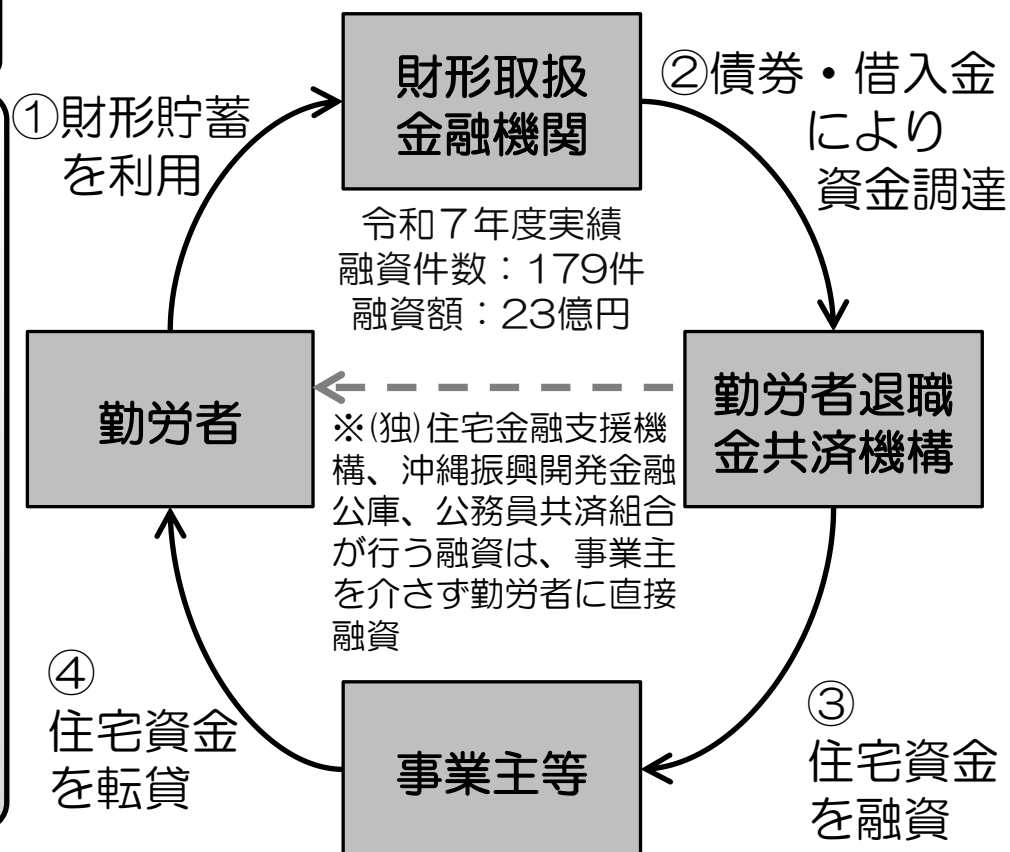
○貸付金利（5年間固定、令和8年7月1日現在）

※ 団体信用生命保険料は含まれていない

- ・ 勤労者退職金共済機構の転貸融資
…年2.53%

○償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】



財形持家融資制度の概要

	転貸融資	直接融資		
融資実施主体	独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人住宅金融支援機構	沖縄振興開発金融公庫	共済組合等
融資対象者	事業主、事業主団体、福利厚生会社	勤労者（公務員を除く）	勤労者（公務員を除く）	公務員
融資対象住宅	○新築住宅 70㎡（共同住宅40㎡）以上280㎡以下 ○既存住宅 40㎡以上280㎡以下 ○住宅改良 40㎡以上（改良後）	○新築住宅 70㎡（共同住宅40㎡）以上280㎡以下 ○既存住宅 40㎡以上280㎡以下 ○住宅改良 40㎡以上（改良後）	○新築住宅 70㎡（共同住宅40㎡）以上280㎡以下 ○既存住宅 40㎡以上280㎡以下 ○住宅改良 40㎡以上（改良後） ※融資対象物件が沖縄県内に所在する場合	支部ごとに異なる
融資率	住宅の建設、購入または改良に要する費用の90% ※自然災害により新たに融資を受ける場合は所要額の99%	住宅の建設、購入または改良に要する費用の90%	住宅の建設、購入または改良に要する費用の90%	住宅の建設、購入または改良に要する費用の90%
融資限度額	貯蓄残高の10倍以内で4,000万円限度	貯蓄残高の10倍以内で4,000万円限度	貯蓄残高の10倍以内で4,000万円限度	貯蓄残高の10倍以内で4,000万円限度
利率 (R8.7時点)	2.53%（5年間固定金利）	2.68%（5年間固定金利）	2.68%（5年間固定金利）	支部ごとに異なる （5年間固定金利）
償還期間	○新築住宅 35年以内 ○既存住宅 優良中古マンション：35年以内 一般中古マンション：25年以内 優良中古住宅：35年以内 一般中古住宅：25年以内 ○住宅改良 20年以内	○新築住宅 35年以内 ○既存住宅 リ・ユースプラスマンション：35年以内 リ・ユースプラス住宅：35年以内 リ・ユースマンション：25年以内 リ・ユース住宅：25年以内 ○住宅改良 20年以内	○新築住宅 35年以内 ○既存住宅 リ・ユースプラスマンション：35年以内 リ・ユースプラス住宅：35年以内 リ・ユースマンション：25年以内 リ・ユース住宅：25年以内 ○住宅改良 20年以内	支部ごとに異なる

財形年金貯蓄における加入開始可能年齢の上限

財形年金貯蓄の加入開始可能年齢については、制度創設より、55歳未満とされている。

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号） 抄

第六条 （略）

2 この法律において「**勤労者財産形成年金貯蓄契約**」とは、**五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。**

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約（年金がその者に対して支払われるものに限る。）で、次の要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく預入等（継続預入等並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による預入等を除くものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあっては、金銭の預託とする。□及びハ並びに第四項第一号イにおいて同じ。）に係る金銭の払込みは、□に規定する年金支払開始日の前日までの間に限り、五年以上の期間にわたつて定期に、政令で定めるところにより行うものであること。

□ 当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日（その者が六十歳に達した日以後の日（最後の当該契約に基づく預入等の日から五年以内の日に限る。）であつて、当該契約で定める日をいう。）以後に、五年以上の期間（政令で定める年数以下の期間に限る。）にわたつて定期に、政令で定めるところにより行われるものであること。

ハ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等については、□に定めるところにより行われる年金の支払のほか、継続預入等で政令で定める要件を満たすものをする場合、当該勤労者が死亡した場合及び最後の当該契約に基づく預入等の日の翌日から□に規定する年金支払開始日の前日までの間に当該契約に基づく預貯金等の利回りの上昇により政令で定める理由が生じ、政令で定めるところにより当該預貯金等に係る利子等の払出しを行う場合を除き、これらの払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。

二 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

（以下略）

財形住宅貯蓄における加入開始可能年齢の上限

財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢については、制度創設より、55歳未満とされている。

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号） 抄

第六条 （略）

4 この法律において「**勤労者財産形成住宅貯蓄契約**」とは、**五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。**

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の全部又は一部は、政令で定めるところ持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（増築、改築その他の工事で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家の取得等」という。）のための対価の全部若しくは一部でその持家の取得等の時に支払われるものにより、（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ハ ロに定めるもののほか、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等については、継続預入等で政令で定める要件を満たすものをする場合及び当該勤労者が死亡した場合を除き、これらの払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。

二 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等（持家としての住宅の取得に係るものに限る。次号へ及び第三号へにおいて同じ。）を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該勤労者が、当該金額の金銭の支払を、当該契約を締結した勤労者を雇用する事業主若しくは当該事業主が構成員となつている法人である事業主団体で政令で定めるもの（当該勤労者が国家公務員又は地方公務員である場合にあつては、第十五条第二項に規定する共済組合等）又は第九条第三項に規定する福利厚生会社（以下この項において「事業主等」と総称する。）から貸付けを受けて支払う方法その他政令で定める方法により行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ホ 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と当該勤労者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、当該勤労者に代わつて行うか、又は当該勤労者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金銭により、政令で定めるところにより行うものであること。

（以下略）

財形貯蓄における非課税限度額①

- ・ 財形貯蓄に係る非課税限度額は、1971（昭和46）年の制度創設時は100万円とされた。
- ・ その後、1975（昭和50）年に500万円に引き上げられ、1994（平成6）年に現行の550万円とされた。

財形住宅貯蓄の非課税措置に係る規定

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号） （抄）

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者（所得税法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（一中略一）を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

（略）

- 7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。
- 一 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百五十万円を超えるものである場合
 - 二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百五十万円を超えるものである場合

財形貯蓄における非課税限度額②

財形年金貯蓄の非課税措置に係る規定

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号） （抄）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。）の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。）を、前条第一項に規定する賃金の支払者（所得税法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（一中略一）を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

（略）

- 7 財産形成非課税年金貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税年金貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。
 - 一 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百五十万円（生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金に係るものその他政令で定めるものにあつては、三百八十五万円）を超えるものである場合
 - 二 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百五十万円を超えるものである場合

財形貯蓄における預替え①

財形貯蓄の預替え（金融機関の変更）は、法令で定められている場合にのみ認められている。

〈預替えが認められる場合〉

○一般財形 貯蓄保有歴3年以上で任意に可能（財形法第6条第8項）

○財形年金・財形住宅 ①転職時に従前の金融機関で継続できない場合（財形法第6条第6項）

②金融機関の業務停止、業務廃止、免許、認可、承認又は登録の取消し等（財形令第14条の23）

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号） （抄）

（第六条第六項の政令で定める場合及び事由）

第十四条の二十三 法第六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条、第十四条の二十五及び第十四条の二十六において同じ。）の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、法第六条第六項の政令で定める事由は、当該各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事由とする。

一 法第六条第六項に規定する退職の後に新事業主（同項に規定する新事業主をいう。以下この条、第十四条の三十一第一号及び第二号並びに第十四条の三十二において同じ。）に雇用されることとなつた場合において、当該新事業主との間で、当該新事業主が従前の契約（同項に規定する従前の契約をいう。以下この節並びに第十四条の三十一第二号及び第三号において同じ。）の相手方である財形貯蓄取扱機関（同項に規定する財形貯蓄取扱機関をいう。以下この節並びに第十四条の三十一第一号及び第二号において同じ。）に当該勤労者に代わつて従前の契約に基づく預入等（法第六条第一項第一号ハに規定する預入等（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。）をいう。以下この節（第十四条の二十八第一項第一号ロ、第二項第一号ロ及び第三項第一号ロを除く。）、第十四条の三十一及び第十四条の三十五において同じ。）に係る金銭の払込み（生命保険契約等（勤労者財産形成貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約にあつては法第六条第一項第二号に掲げる生命保険契約等をいい、勤労者財産形成年金貯蓄契約にあつては同条第二項第二号に掲げる生命保険契約等をいう。以下この節において同じ。）又は損害保険契約（勤労者財産形成貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約にあつては同条第一項第二号の二に掲げる損害保険契約をいい、勤労者財産形成年金貯蓄契約にあつては同条第二項第三号に掲げる損害保険契約をいう。以下この節において同じ。）に基づく保険料又は共済掛金の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。）を含む。以下この節（第十四条の二十八第一項第一号ロ、第二項第一号ロ及び第三項第一号ロを除く。）、第十四条の三十一及び第十四条の三十五において同じ。）を行う旨の契約を締結することができないとき

当該退職

（次ページに続く）

財形貯蓄における預替え②

(前ページの続き)

- 二 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行つている事業主との雇用関係が終了することなく新事業主に雇い入れられた場合において、当該新事業主との間で、当該新事業主が従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないとき 当該新事業主による雇入れ
- 三 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行つている事業主の他の事業場へ転勤した場合において、当該事業場において従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの事務を取り扱うことができないとき 当該転勤
- 四 法第六条第九項の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主等（同項に規定する新事業主等をいう。次条において同じ。）を構成員とする事務代行団体（法第十四条第一項に規定する事務代行団体をいう。次条、第十四条の二十六第二号及び第十四条の三十五において同じ。）との間で従前の契約に係る払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。次条、第十四条の三十三及び第十四条の三十五において同じ。）を締結することができないとき 第十四条の三十一各号に掲げる場合に应じ、当該各号に掲げる事由
- 五 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関が法律の規定に基づく措置として当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの受入れに係る業務の停止を命ぜられたことにより、又は当該業務の停止を命ぜられた財形貯蓄取扱機関から当該業務に係る事業の譲渡を受けた財形貯蓄取扱機関が当該業務を行つていないことにより、当該金銭の払込みを行うことができない場合 当該業務の停止
- 六 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関が当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの受入れに係る業務を廃止したことにより、当該金銭の払込みを行うことができない場合 当該業務の廃止
- 七 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）がその営業又は事業に係る免許、認可、承認又は登録を取り消されたことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該免許、認可、承認又は登録の取消し
- 八 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）が解散したことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該解散

財形制度に係る政府決定文書等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備

(1) 総論

昭和 46 年に制定された勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に基づく財形貯蓄は、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用されている。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、利子について税制上の優遇措置が講じられるなど、政府としても後押しし、資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要である。

（中略）

政府としては、こうした税制優遇を伴う資産形成支援制度の利用状況、高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要である。

Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

(2) 資産形成の考え方

資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、それぞれの金融商品の特性に留意しつつ、これらの組み合わせを検討していくことが重要である。金融商品の有するリスクやリターンは商品ごとに様々であるが、流動性・収益性・安全性の観点から、それぞれの特徴を理解する必要がある。例えば、一般的には、預貯金は、流動性や一定の元本保証があることに伴う安全性が高い一方、収益性は株式や投資信託等に劣る場合が多い。株式や投資信託等は、一定の収益性が期待できる一方、元本割れのおそれもある。貯蓄が生活資金の基盤であることを踏まえれば、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意して資産形成に取り組むことが重要である。

目標 4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備

2050 年に目指す住生活の姿

- ・誰もが過度な経済的負担を感じることなく将来にわたる生活の見通しを持ちつつ、利便性や立地、周辺環境が比較的優良な住宅の確保・取得が可能となることで安心して住まいを確保できる市場が構築される
- ・住宅の取得を希望する世帯が、多様なライフスタイルに合わせて、効率的に必要な資金を準備できるとともに、多様な住まいの選択肢が市場に供給される

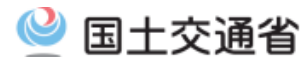
基本的な施策

※当面 10 年で取り組む施策の方向性(○)、施策例(・)

（住宅取得支援策の充実）

- 現下の住宅取得環境を踏まえた住宅取得負担軽減策の充実や、住宅取得に向けた頭金等の積立への支援等の住宅取得を支援する新たな手法の検討
- ・ JHF による全期間固定金利型や、高齢期に備えた住替えや返済負担の軽減が可能な住宅ローンの提供、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成、金融機関の円滑な住宅ローン供給を支援する取組等を通じた住宅取得負担軽減策の充実
- ・ 勤労者財産形成住宅貯蓄制度の活用など、関連制度も踏まえた住宅取得資金の頭金等の積立支援策の検討

新たな住生活基本計画「2050年の姿」と「当面10年間の方向性」



視点	目標	2050年に目指す住生活の姿	当面10年間で取り組む施策の方向性
住み続けたい	①人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	▶ 高齢期に適した円滑な住替え・リフォームの促進 ▶ 高齢期に孤立せず安心できる住環境の充実	▶ 高齢期の返済負担軽減が可能なローンの整備 ▶ 居住サポート住宅・セーフティネット住宅等の普及拡大
	②若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現	▶ 若年・子育て世帯向けの選択肢の充実 ▶ 子育てしやすい居住環境・サービスの充実	▶ こどもつながるURの実践と他団地等への展開 ▶ 既成住宅地の相続住宅の市場を通じた流通
	③住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備	▶ 「気付き」と「つながり」の居住支援の定着 ▶ 公的・民間賃貸住宅双方によるセーフティネット機能充実	▶ 総合的・包括的な居住支援体制の整備 ▶ 居住サポート住宅・セーフティネット住宅等の普及拡大(再掲)
	④過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備	▶ 安心して住宅を取得できる環境の整備 ▶ 質の高い住宅の多世代間での継承	▶ 既成住宅地の相続住宅の市場を通じた流通(再掲) ▶ 頭金積立支援、住宅ローンの充実
住み続けたい	⑤多世代にわたり活用される住宅ストックの形成	▶ 更新・改修による住宅ストックの質的向上 ▶ 世帯人員減少に対応した住宅ストックの充実	▶ 質向上加速化の支援(耐震、省エネ、バリアフリー) ▶ 将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の推進
	⑥住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築	▶ 所有者による維持管理と次世代継承の定着 ▶ 維持管理・利用価値を評価する市場へ転換	▶ 維持管理・流通の促進のための市場環境整備 ▶ 性能・利用価値の査定評価法の普及
	⑦住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進	▶ 放置空き家等にしない適正管理の定着 ▶ マンションの適正管理、再生円滑化	▶ 空き家化する前の対策・活用・除却等の支援の充実 ▶ マンションの計画的な維持管理の推進
	⑧持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成	▶ 市場機能を活用した持続可能な住宅地の形成 ▶ 多様なライフスタイル・交流を支える住環境の充実	▶ 住宅・住宅地の継承に向けた規律と誘導の確立 ▶ 移住・二地域居住等に資する環境整備の推進
	⑨頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備	▶ 安全な住宅への改修・住替えの推進 ▶ 災害時の住まい確保・生活再建の迅速化	▶ 耐震化・密集市街地の整備改善の促進 ▶ 災害時に備えた関係機関の体制整備の推進
住まいを支える	⑩担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展	▶ 安定供給の確保、所有者支援体制の充実 ▶ 2050カーボンニュートラルに向けたライフサイクルカーボン削減	▶ ビジョンの策定、所有者支援・DX・和の住まいの推進 ▶ ライフサイクルカーボンを意識した住生活産業の推進
	⑪国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備	▶ 国による市場の環境整備・誘導・補完の継続 ▶ 地方の分野横断的な住宅行政の実現	▶ 住生活基本計画を通じた政策の推進・検証 ▶ 地方住宅行政の役割や連携・協働のあり方の検討

財形制度に関する状況

ひと、くらし、みらいのために

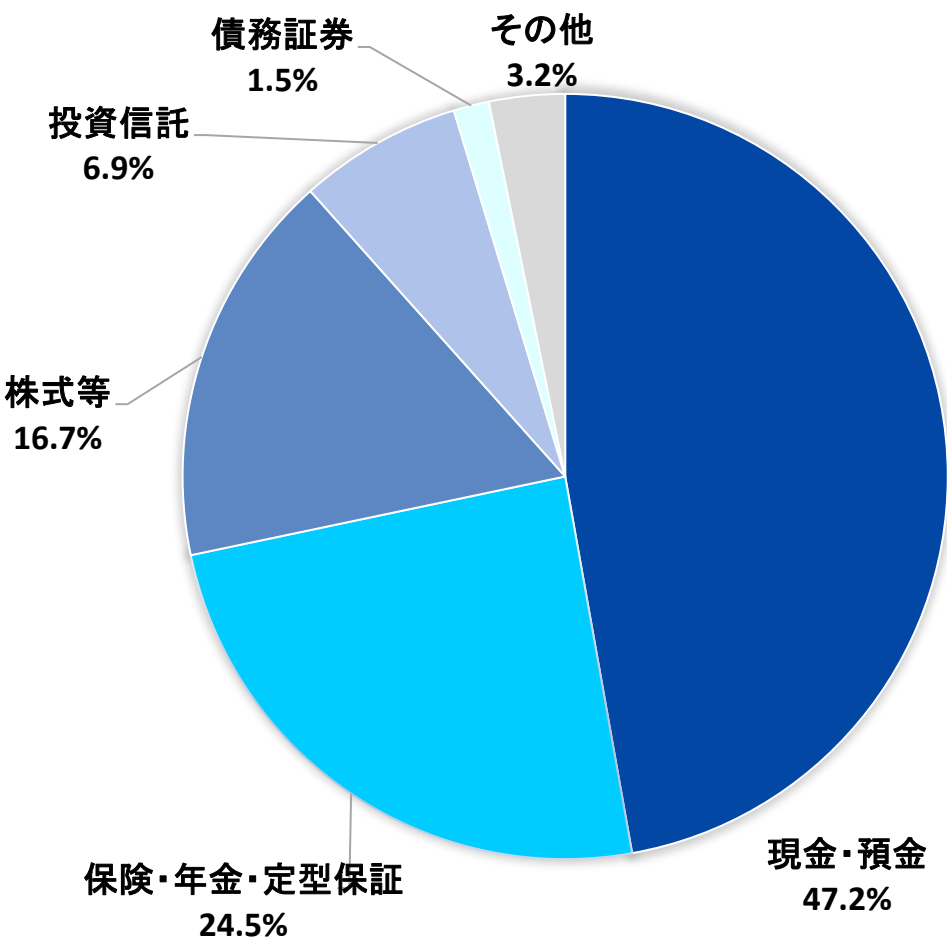


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

勤労者の貯蓄をめぐる状況について

- 近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の約 5 割を現金・預金が占めている。

○我が国の家計が保有する金融資産



家計が保有する金融資産の構成

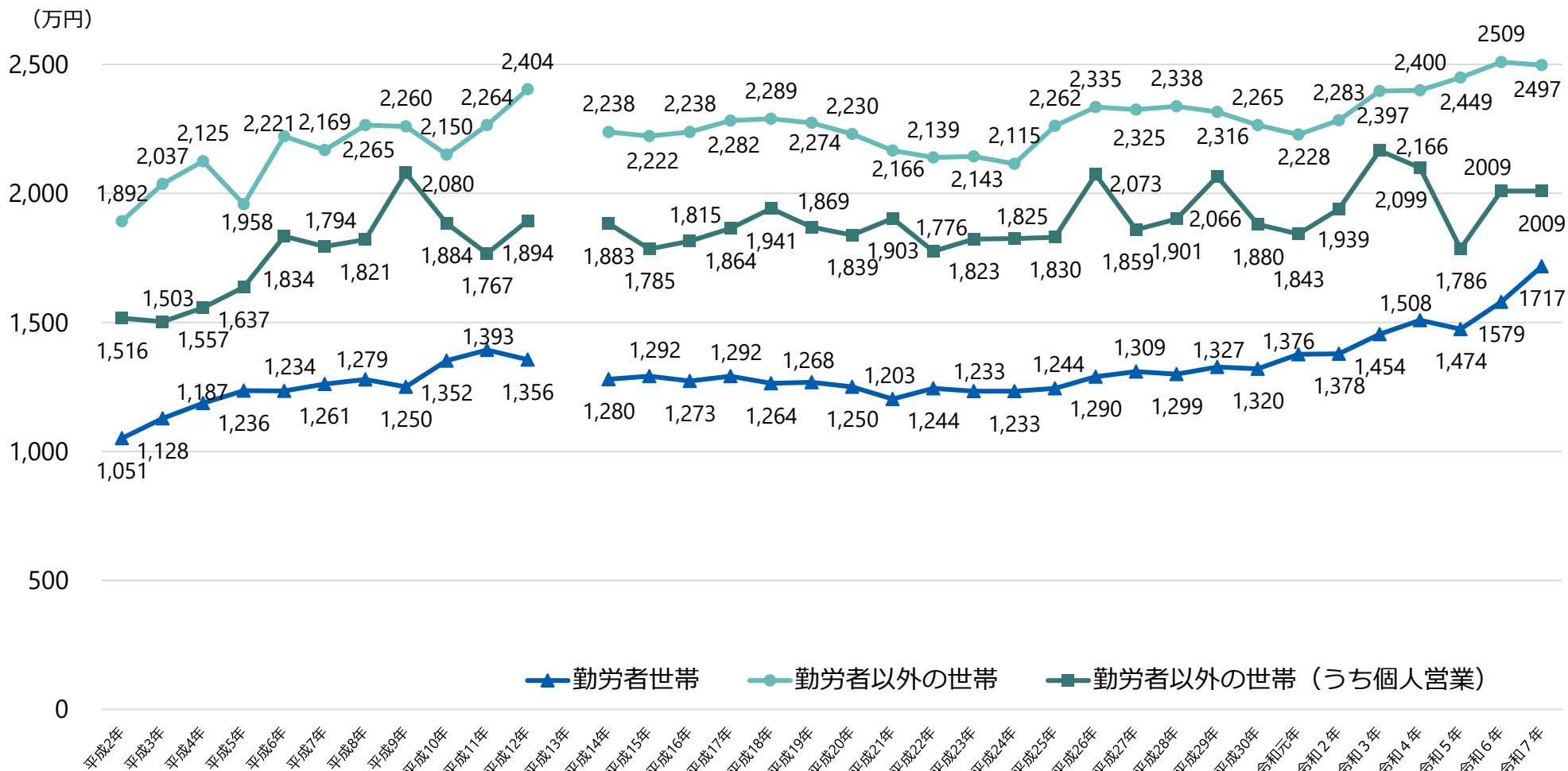
令和 8 年 3 月末(速報)	残高 (兆円)	構成比 (%)
金融資産計	2,386	100.0%
現金・預金	1,126	47.2%
保険・年金・定型保証	584	24.5%
株式等	398	16.7%
投資信託	165	6.9%
債務証券	36	1.5%
その他	75	3.2%

資料：日本銀行「資金循環統計」

勤労者の貯蓄をめぐる状況について

- 勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との差が存在している。

世帯主の職業別・貯蓄額現在高の推移



資料：総務省統計局「家計調査」（平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」）

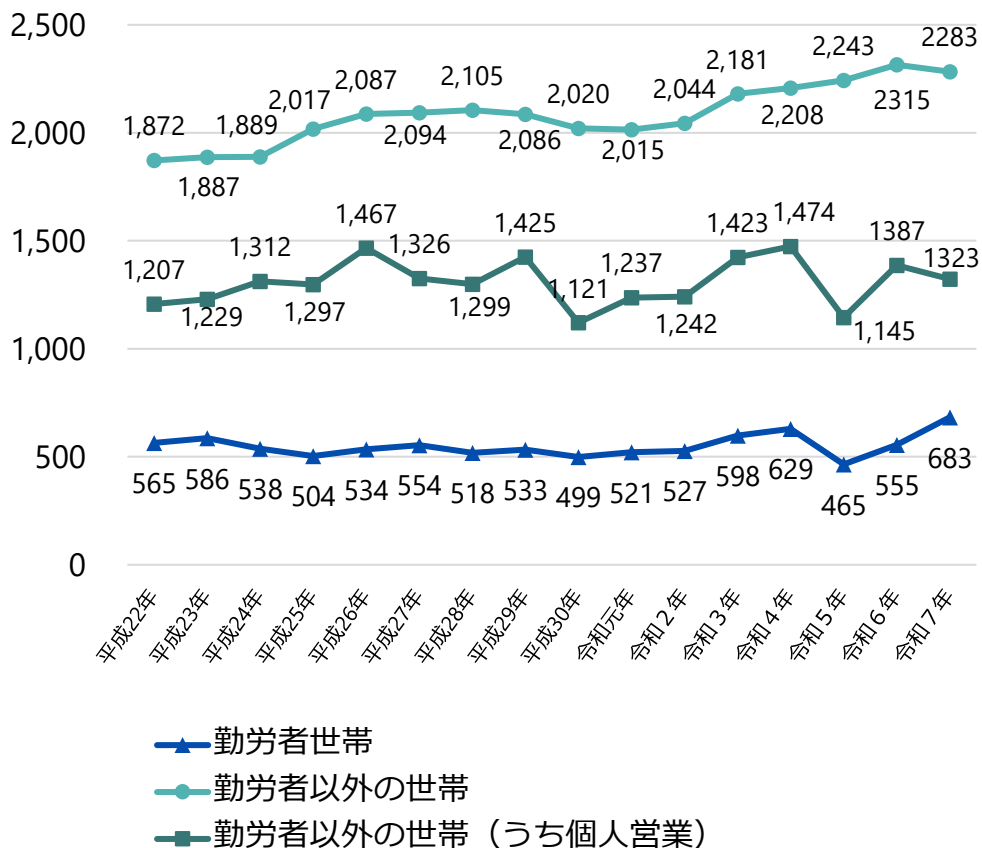
※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

勤労者の貯蓄をめぐる状況について

- 勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

○世帯主の職業別・純貯蓄額（負債を除く）現在高の推移

(万円)



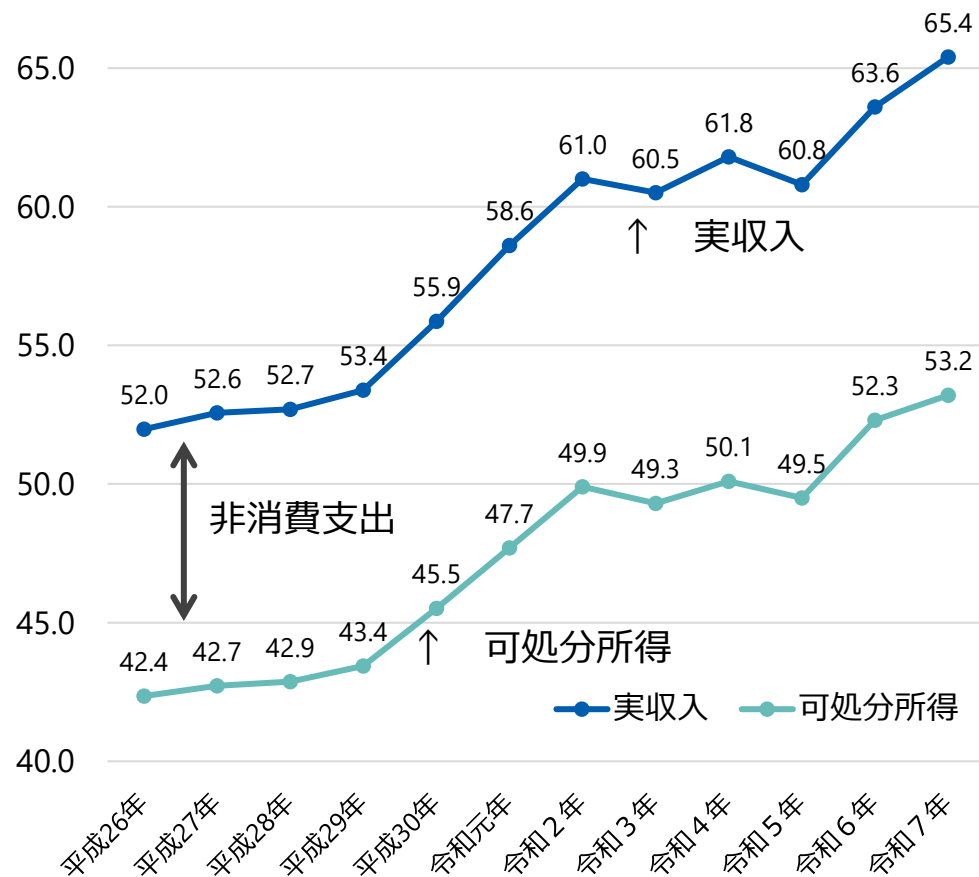
資料：総務省統計局「家計調査」

- 勤労者世帯の家計において、可処分所得は概ね増加している。

○勤労者世帯の1ヶ月の実収入及び可処分所得額の推移

70.0

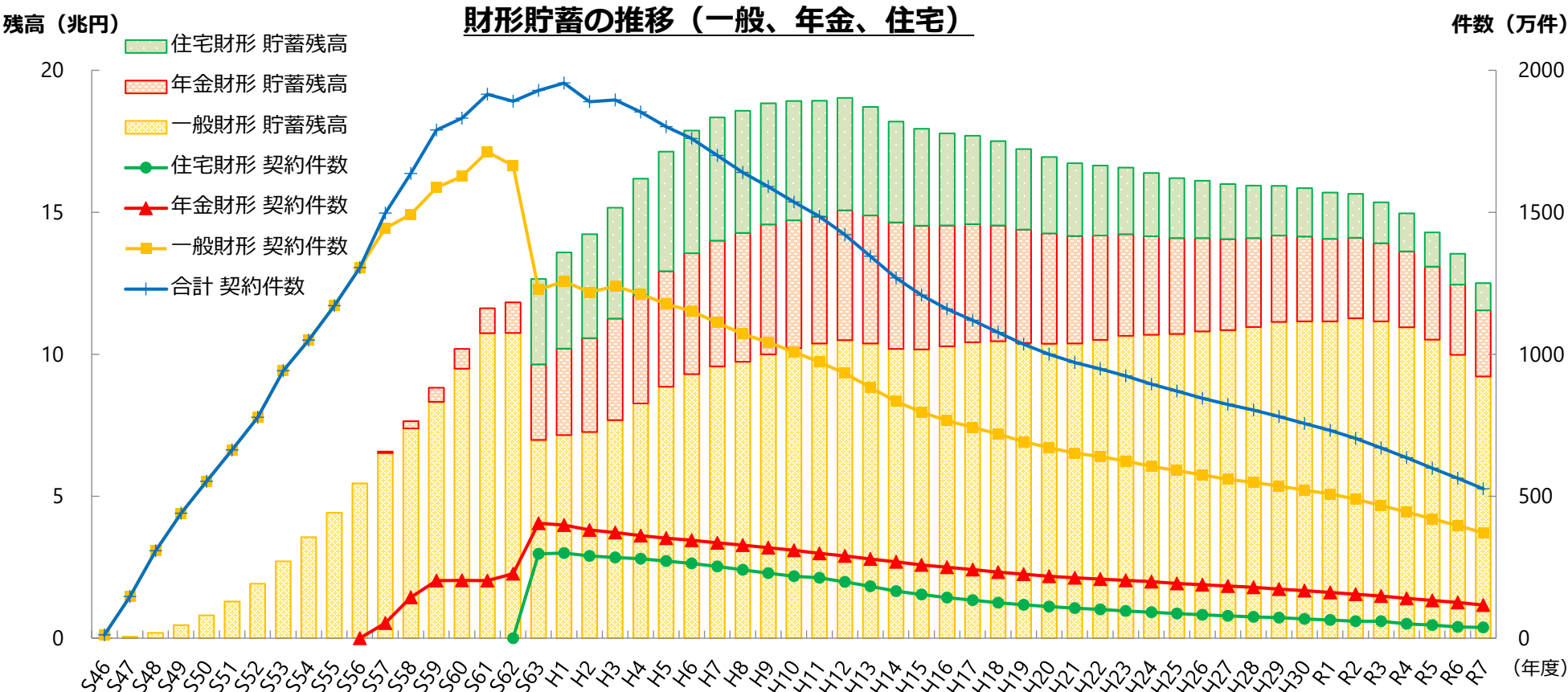
(万円)



資料：総務省統計局「家計調査」

財形貯蓄制度の実施状況について

- 令和7年度の財形貯蓄の契約件数は526万件、貯蓄残高は約12兆5千億円となった。



年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
令和 3 年度	4,669	11,157,940	1,475	2,753,595	554	1,442,332	6,698	15,353,867
令和 4 年度	4,447	10,951,501	1,404	2,669,717	511	1,343,307	6,363	14,964,524
令和 5 年度	4,203	10,517,367	1,330	2,572,426	461	1,197,480	5,994	14,287,273
令和 6 年度	3,966	9,978,122	1,257	2,476,092	404	1,089,637	5,627	13,543,852
令和 7 年度	3,710	9,220,127	1,167	2,331,243	379	956,172	5,255	12,507,541

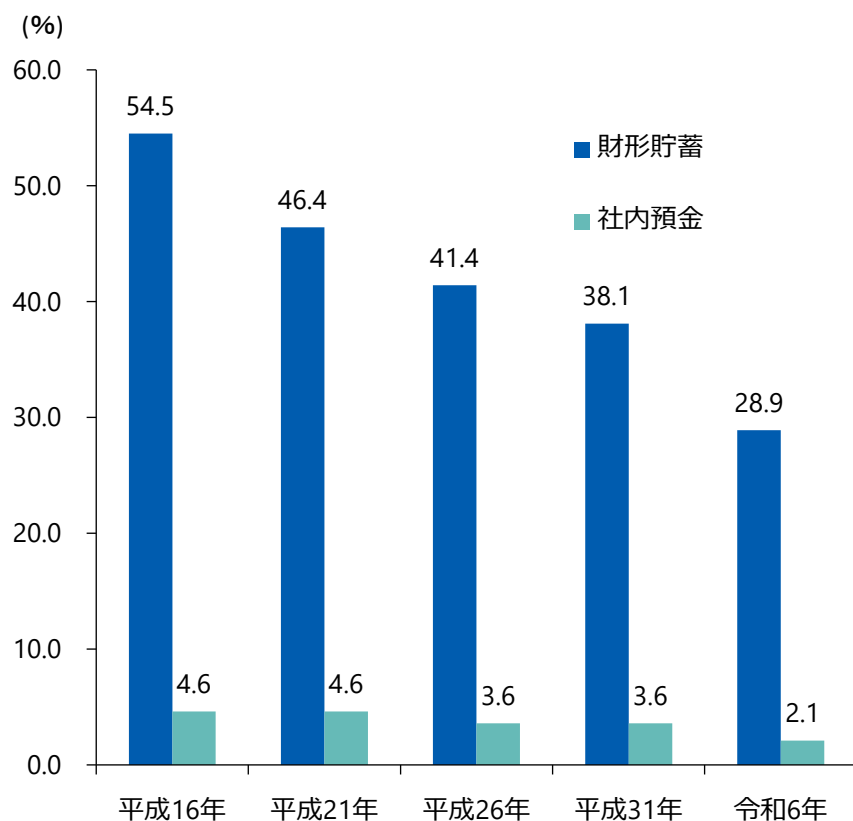
資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

注：件数及び残高は各年度末の数値である。（単位：千件、百万円）

財形貯蓄制度の事業所導入状況について

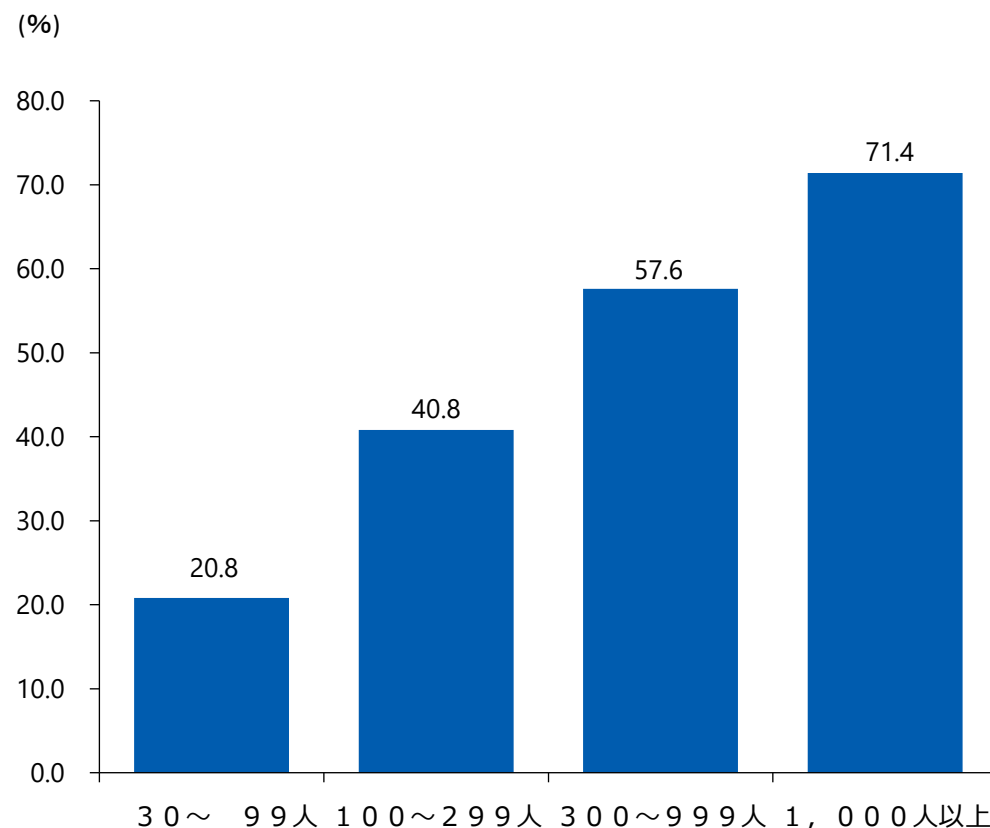
- ・ 財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
- ・ 財形貯蓄制度の導入割合は企業規模が小さいほど低い。

○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」
※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。

○企業規模別・財形制度の導入率（令和6年）



資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

70歳までの就業機会確保 (改正高年齢者雇用安定法 (令和3年4月1日施行))

改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要。

個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設ける。

現行制度

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高年齢者雇用確保措置（①65歳まで定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいずれかを講ずることを義務付け。

※ 平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月までに段階的に引き上げることが可能。（経過措置）

改正の内容(高年齢者就業確保措置の新設)(令和3年4月1日施行)

- 事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける。
- 努力義務について雇用以外の措置（④及び⑤）による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入されるものとする。

<高年齢者雇用確保措置> (65歳まで・義務)

現行

- ①65歳までの定年引上げ
- ②65歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主(子会社・関連会社等)によるものを含む)
- ③定年廃止

新設

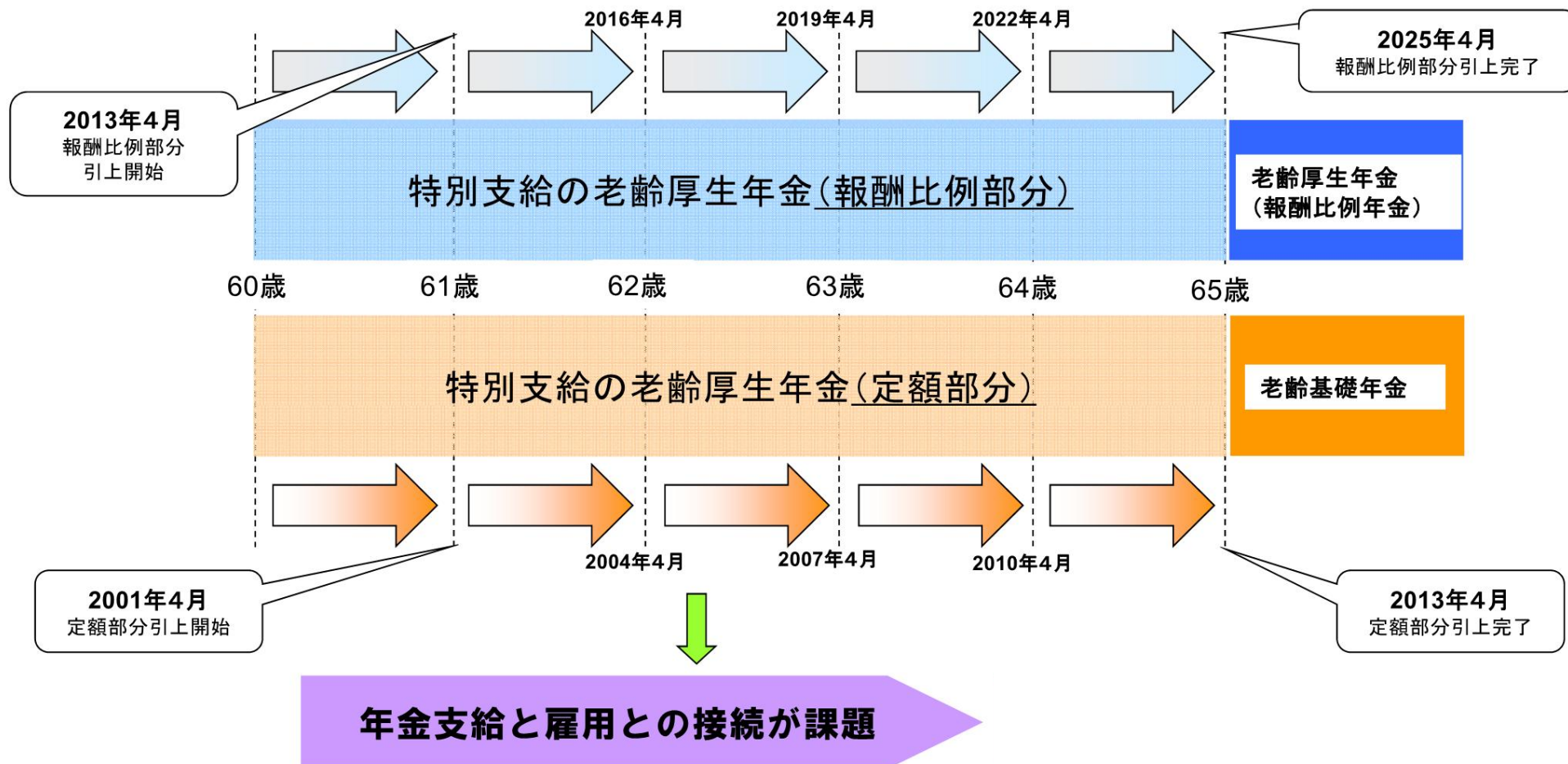
<高年齢者就業確保措置> (70歳まで・努力義務)

創業支援等措置(雇用以外の措置)
(過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入)

- ①70歳までの定年引上げ
- ②70歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
- ③定年廃止
- ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資(資金提供)等する
団体が行う社会貢献事業
に従事できる制度の導入

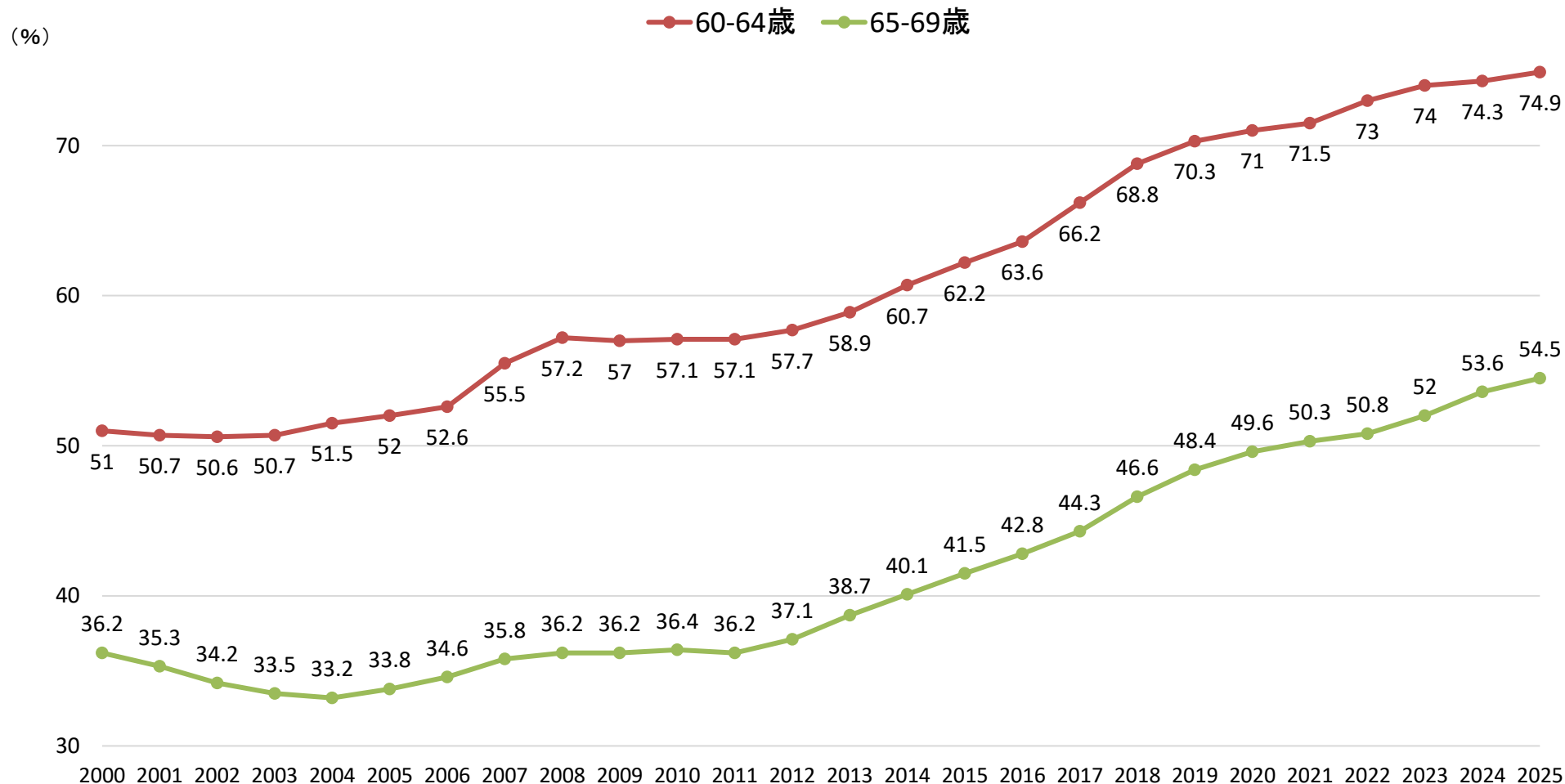
厚生年金の支給開始年齢の引上げ

○年金制度改革により厚生年金の支給開始年齢が段階的に引上げ



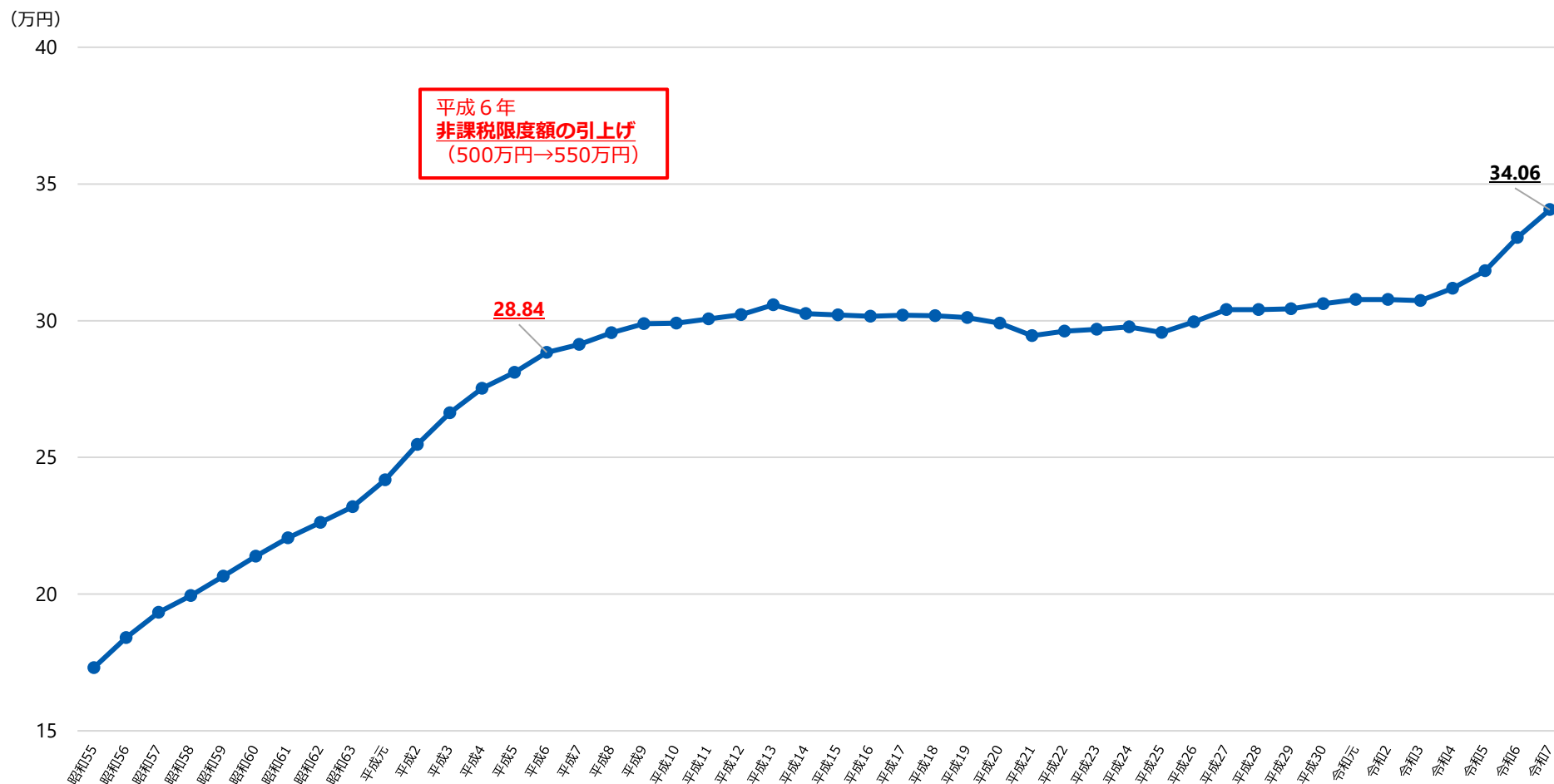
年齢階級別の就業率の推移

- 60歳代以降の就業率は、2000年から各世代で約1.5倍に上昇。
- 70歳未満の就業率は、全ての世代で5割を超えている。



労働者の月額賃金の推移

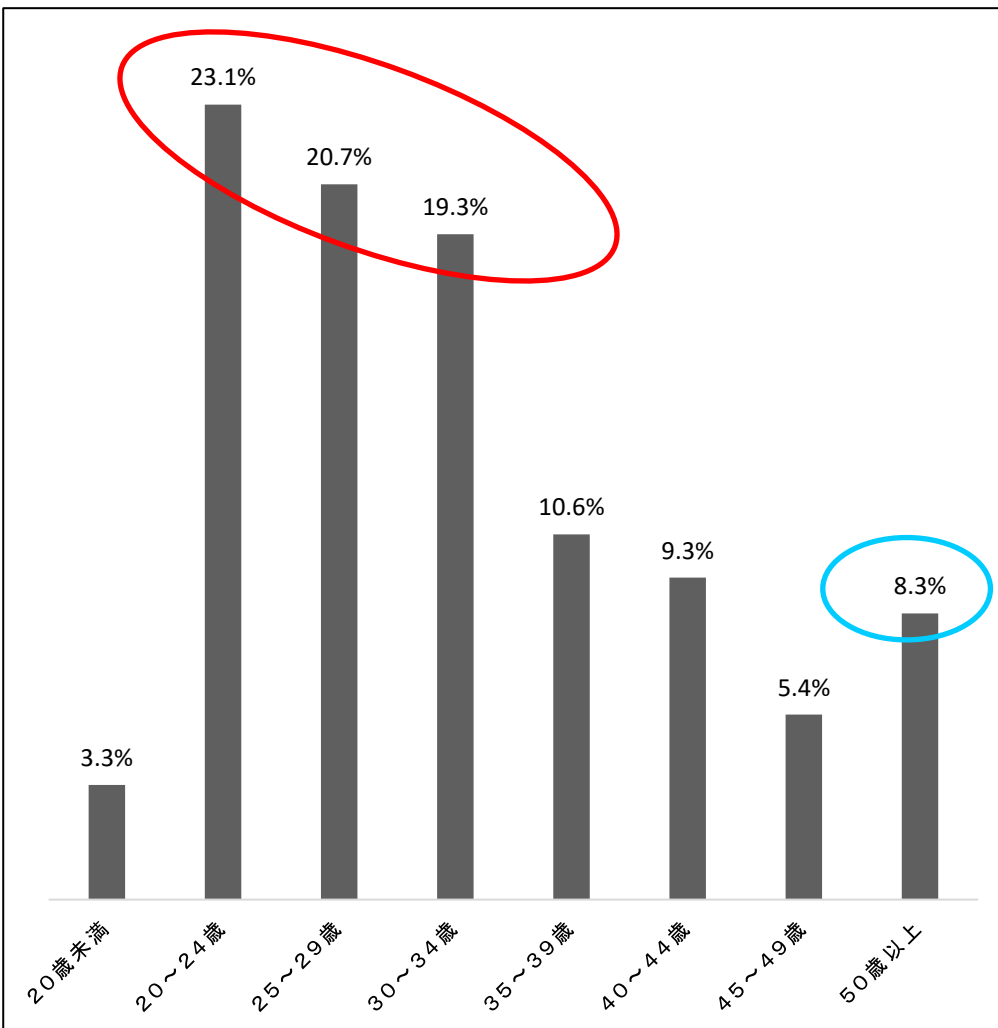
- 労働者の賃金の動向について、財形貯蓄の非課税限度額の550万円への引上げを行った平成6（1994）年以降も労働者の賃金は上昇している。
賃金月額 28.84万円（平成6年） → 34.06万円（令和7年）



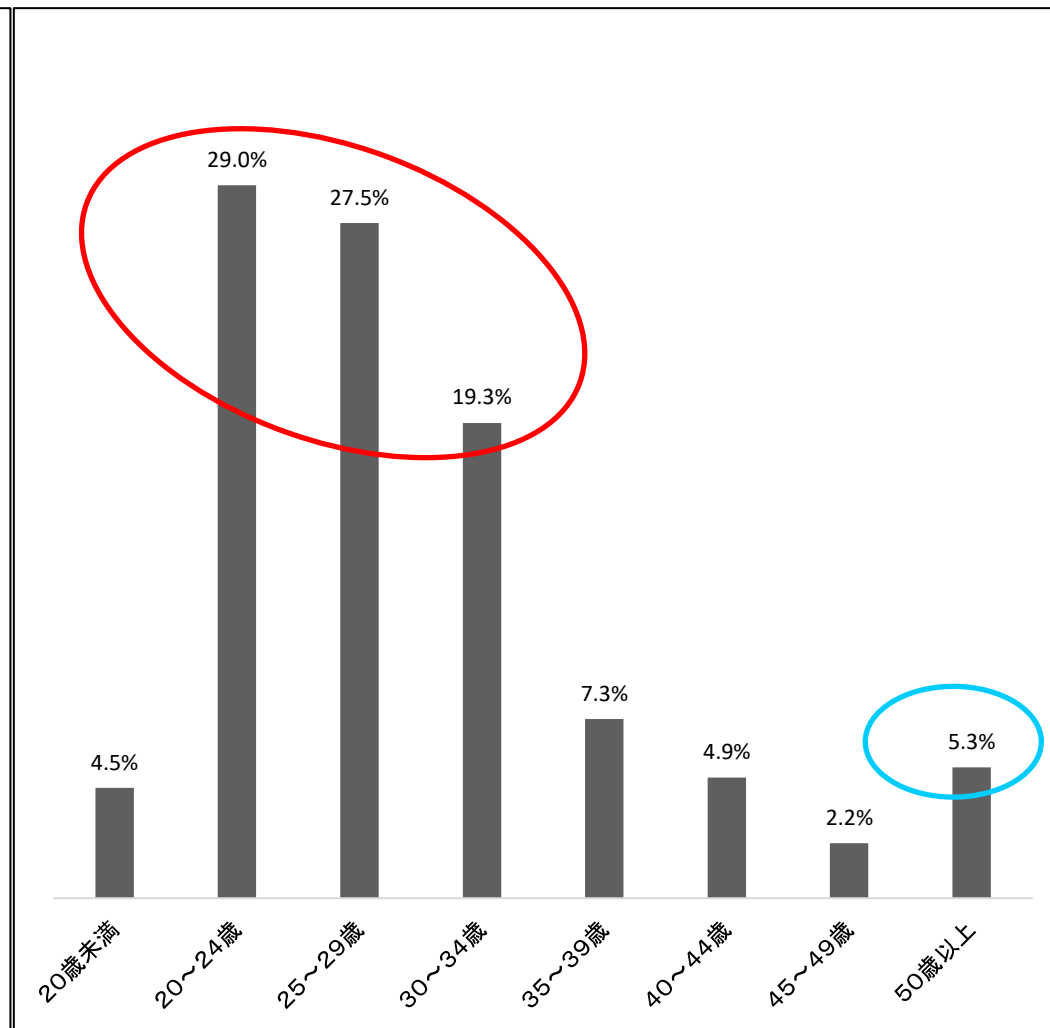
財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を開始する年齢について

- 財形貯蓄は、30歳代までに加入する者が多くを占めるが、50歳代にも一定の新規加入者が認められる。

○ 財形年金貯蓄の開始年齢



○ 財形住宅貯蓄の開始年齢



財形貯蓄制度への今後の期待について

- 主な要望として、転職したときに転職先に財形制度がない場合や退職した場合でも財形を続けたい、金融機関を自由に変更したい、非課税限度額の拡大、加入開始可能年齢の引上げなどが寄せられた。

(複数回答)	回答数	割合	
会社に制度がない/退職した場合も財形を続けたい	1,261	39.9%	39.9%
金融機関を自由に変更したい	1,115	35.3%	35.3%
利子非課税枠（550万円）を拡大してほしい	1,025	32.4%	32.4%
55歳以上でも加入できるようにしてほしい	908	28.7%	28.7%
積立要件を緩和してほしい (一般財形は3年以上、年金財形・住宅財形は5年以上の積立が必要)	738	23.3%	23.3%
退職金を積み立てたい	655	20.7%	20.7%
年金財形の受給期間の上限を延長してほしい (現行、預貯金では5～20年の間で設定)	592	18.7%	18.7%
払出要件を緩和してほしい	553	17.5%	17.5%
臨時に給与口座等から積み立てたい	520	16.4%	16.4%
様式や手続きを簡素化してほしい	466	14.7%	14.7%
その他	16	0.5%	0.5%
全回答人数	3,163		

財形貯蓄制度を利用する動機や目的について

- 給与天引きであることのほか、税制上の優遇措置や勤め先独自の支援制度があったことが、財形貯蓄制度を利用した主な理由であった。

財形貯蓄制度を利用している（利用していた）理由

（複数回答）	回答数	割合	
給与天引きにより簡単に貯蓄できるから	2,864	73.3%	73.3%
税制上の優遇措置に魅力があるから（年金財形・住宅財形）	1,526	39.1%	39.1%
勤め先が財形貯蓄に対する支援制度を採用しているから	1,427	36.5%	36.5%
他の貯蓄商品に比べて運用利回りが良いから	906	23.2%	23.2%
勤め先に勧められたから	712	18.2%	18.2%
払い出しに制限があるので、貯蓄しやすいから	430	11.0%	11.0%
金融機関の担当者に勧められたから	413	10.6%	10.6%
財形融資制度を利用したかったから	332	8.5%	8.5%
その他	14	0.4%	0.4%
全回答人数	3,907		

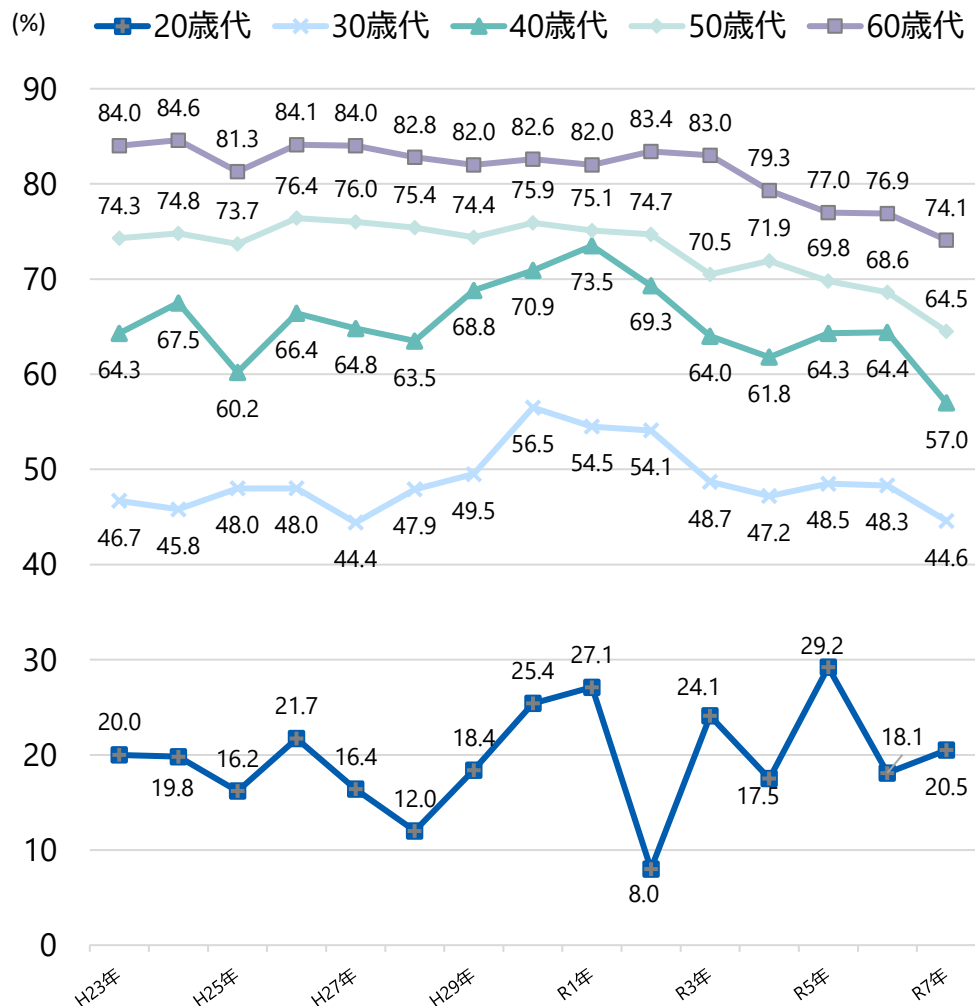
出典：（独）労働政策研究・研修機構 「財形貯蓄制度に関する労働者調査」（2026年3月）

勤労者の持家をめぐる状況について

- 20代世帯の約2割、30代世帯の約4割が持家である。

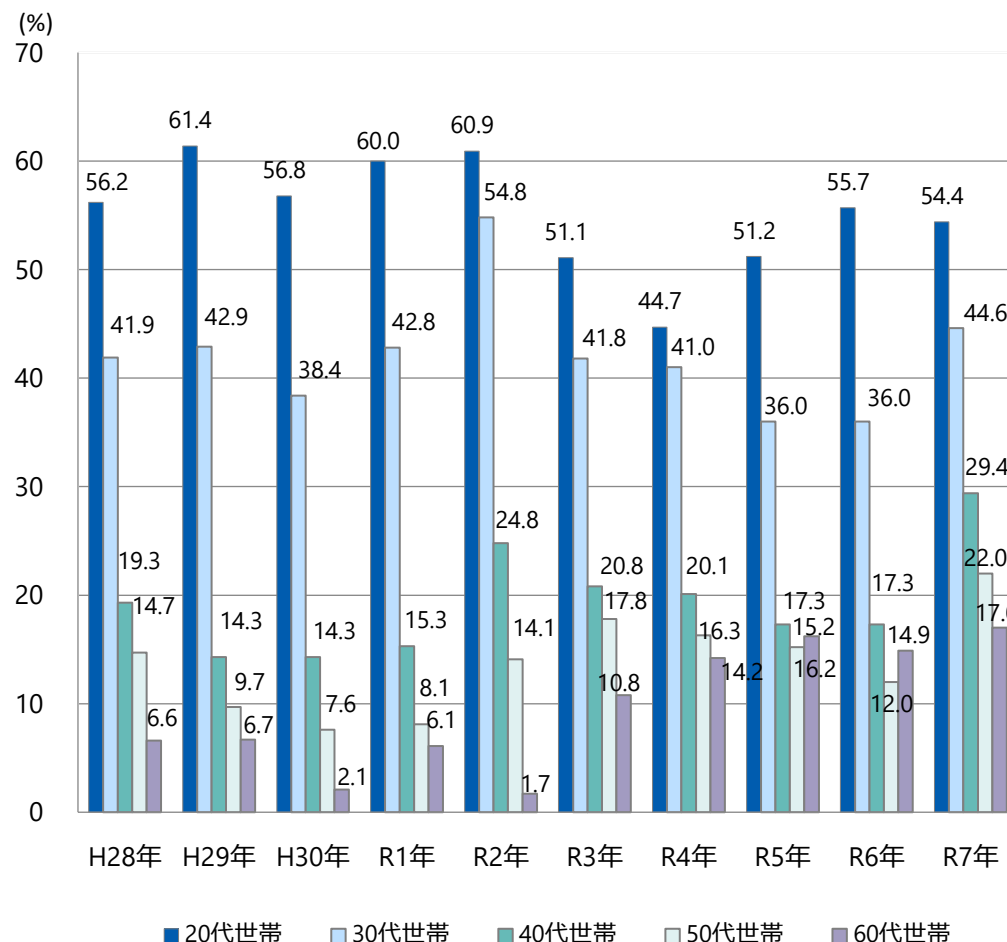
- 持家でない世帯のうち20歳代の約5割、30歳代の約4割が今後10年以内の持家取得を予定している。

○持家世帯が占める割合



資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕」

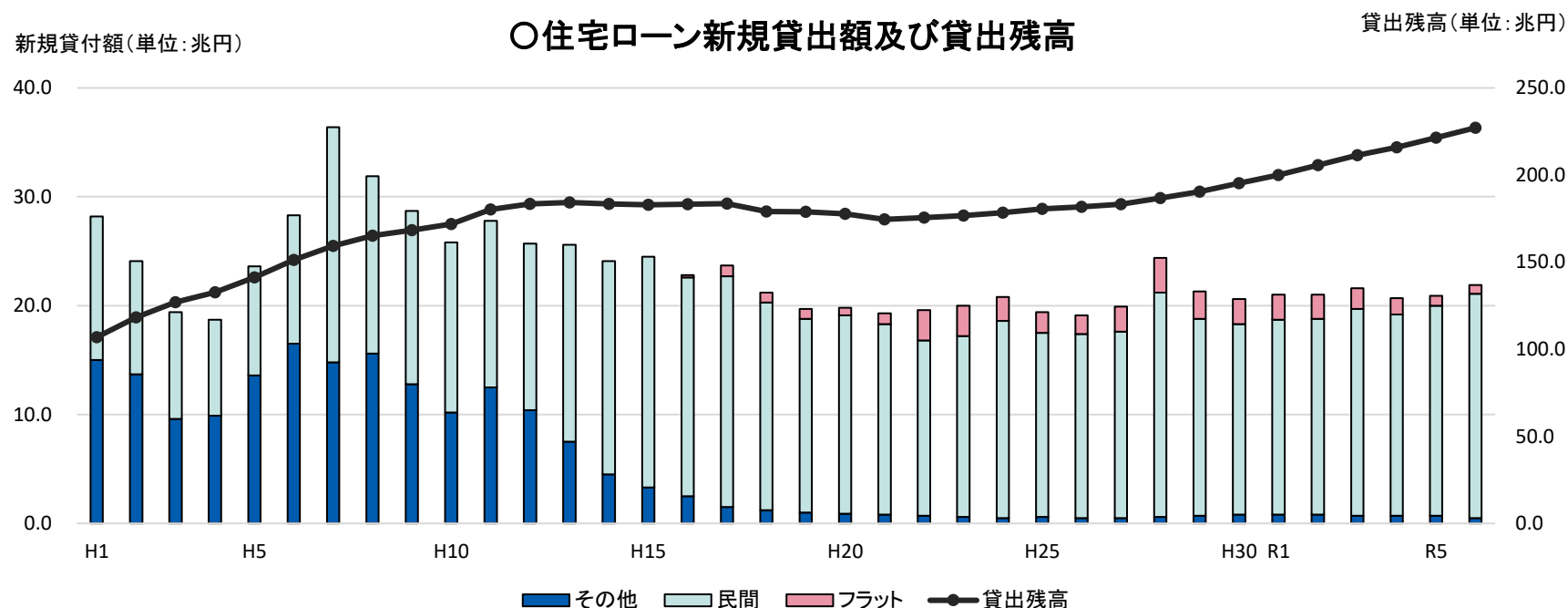
○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合



資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕」

住宅ローンの状況について

- 住宅ローンの新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向になっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。



【過去5年度分の推移】

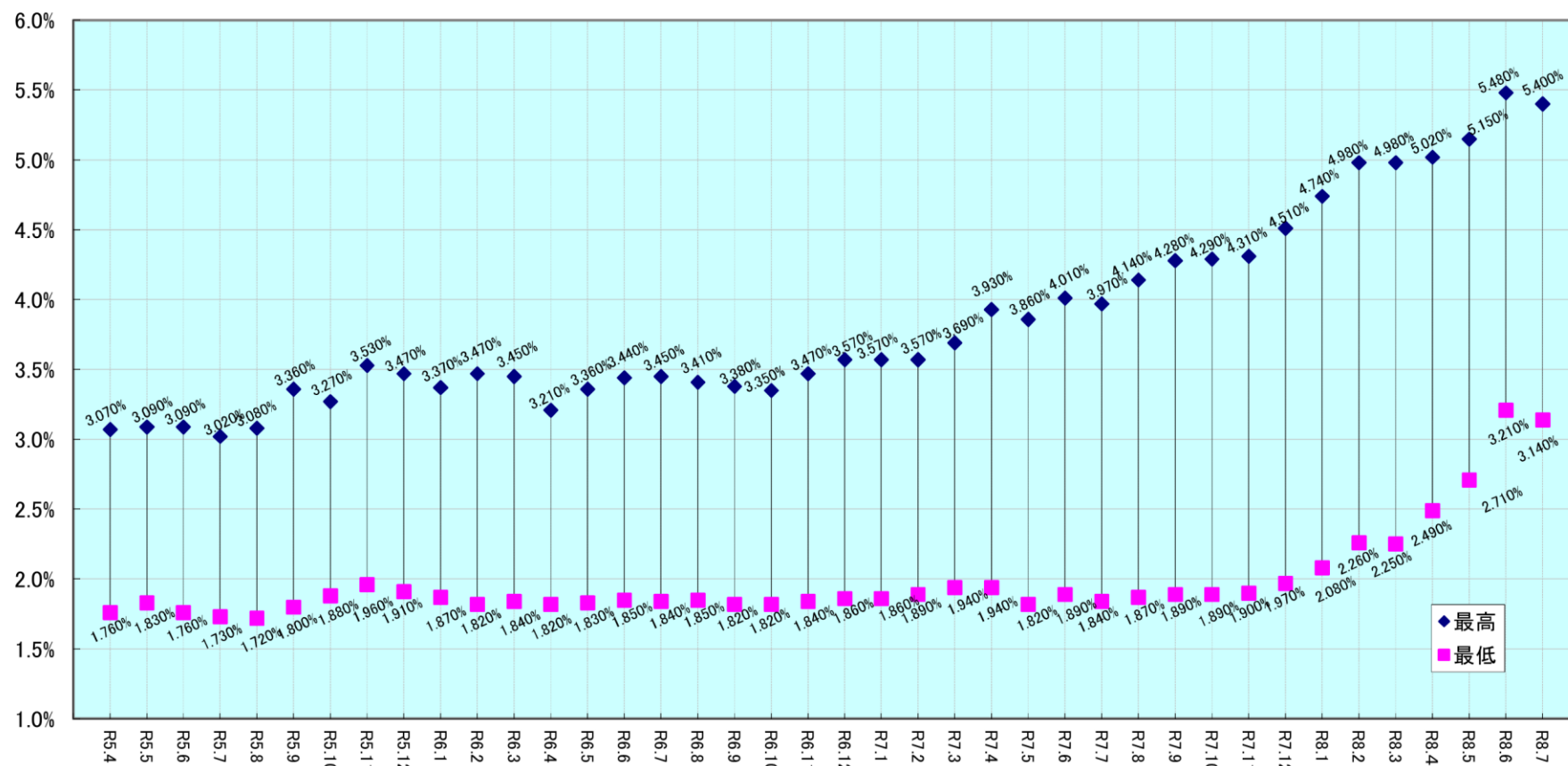
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規貸付額(兆円)	21.0	21.7	20.7	20.9	21.9
	民間	18.0	19.0	18.5	19.3
	フラット	2.2	1.9	1.5	0.9
	その他	0.8	0.7	0.7	0.5
貸付残高(兆円)	205.7	211.4	215.9	221.4	227.1

資料：(独)住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」

住宅ローンの借入金利

- 住宅ローンの借入金利について、住宅金融支援機構が提供するフラット35の借入金利を見ると、直近の1年程度で上昇傾向にある。

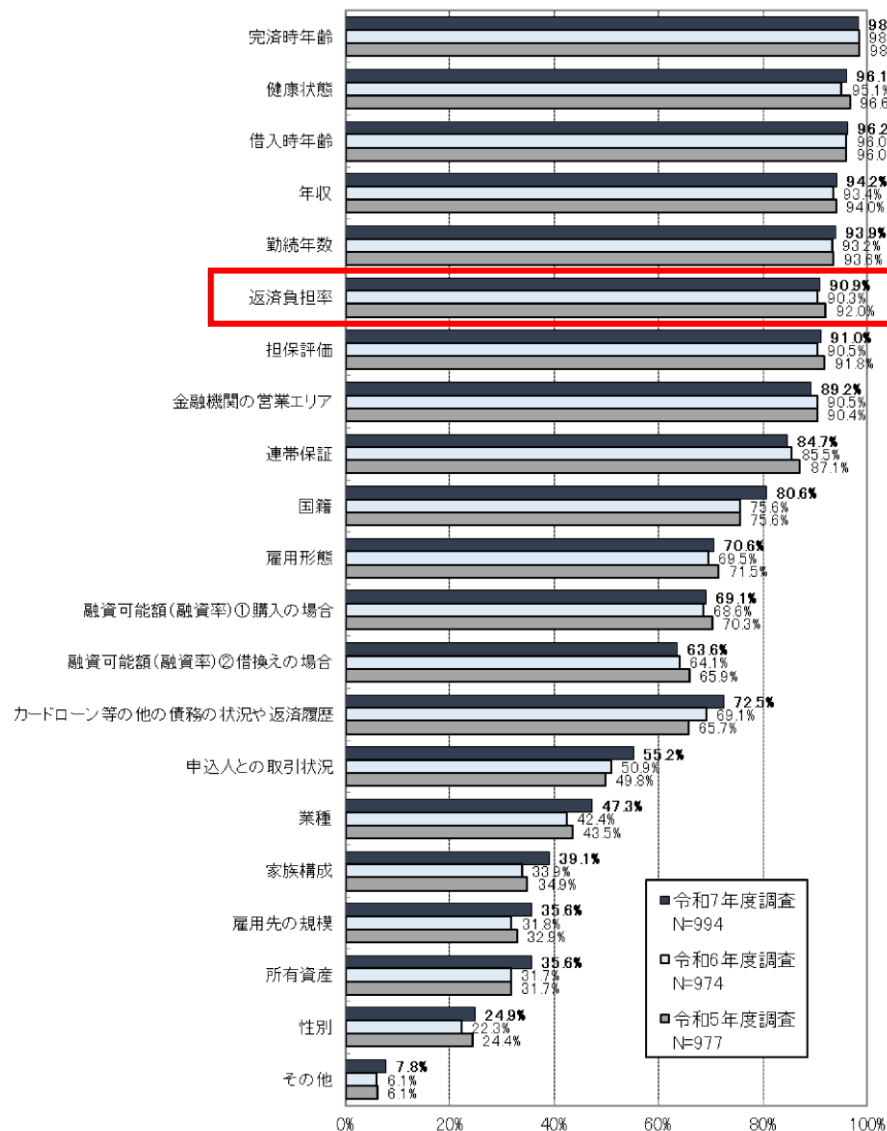
【フラット35】借入金利の推移(最低～最高)令和5年4月から
 <借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付きの場合>



資料：(独)住宅金融支援機構 フラット35ホームページ 「フラット35 借入金利の推移」(令和8年7月1日)

金融機関が融資を行う際に考慮する項目

融資を行う際に考慮する項目



金融機関が住宅ローンの審査を行う際に考慮する項目として、「返済負担率※」は上位を占め、約9割の金融機関が貸し出しを行う際に返済負担率を考慮している。

※ 返済負担率 = (年間返済額) ÷ (世帯年収)

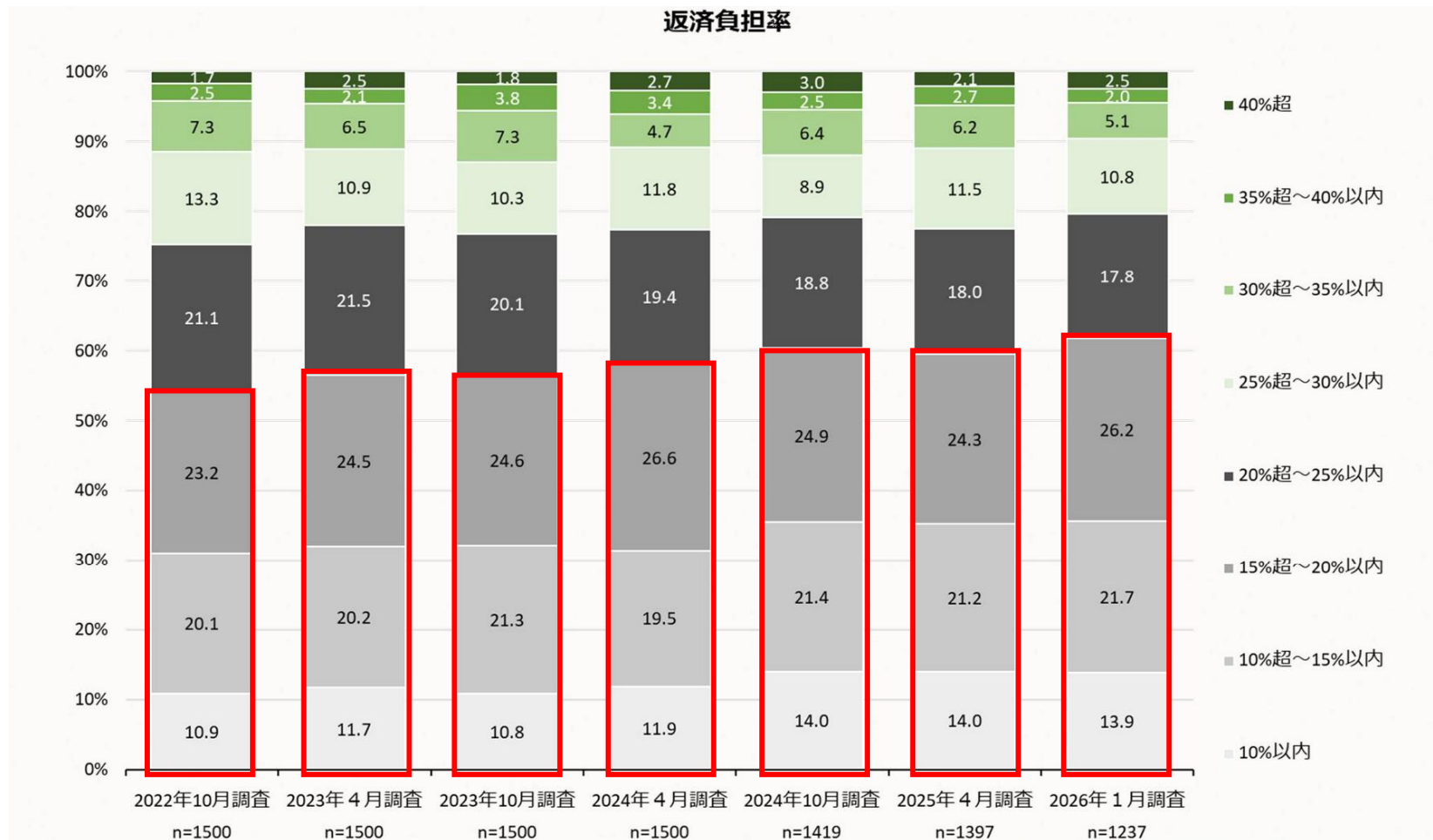
変動金利で借り入れを行った場合、金利が上昇する局面においては、住宅ローンの金利が上昇し、月々の返済額が増加することで返済負担率が上昇することになる。

出典：
国土交通省「令和7年度 民間住宅ローンの実態に関する調査 結果報告書」

新規に住宅ローンを借り入れた者の返済負担率の割合

- ・新規に住宅ローンの借入れを行う者の返済負担率は、「15%超～20%以内」が26.2%と最も多く、「10%超～15%以内」が21.7%と2番目に多く、全体の約6割が返済負担率を20%以内に抑えている。

※ 返済負担率 = (年間返済額) ÷ (世帯年収)

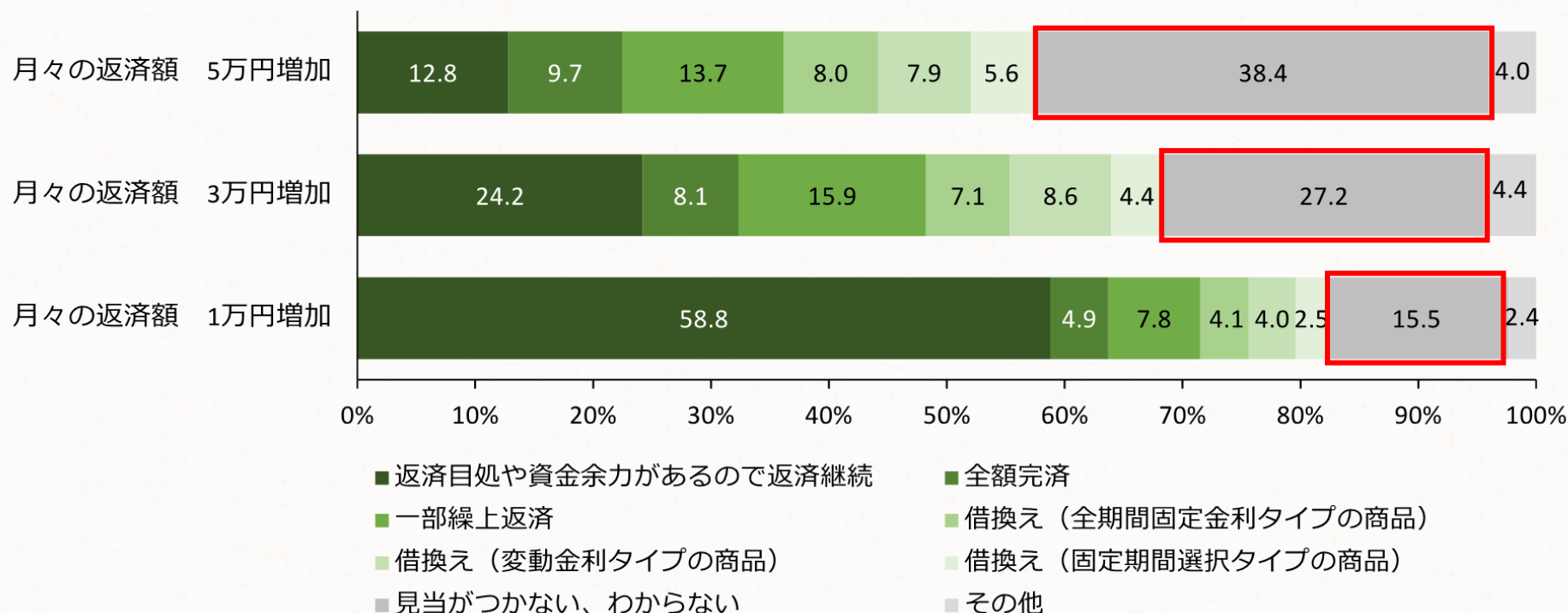


新規に住宅ローンを借り入れた者の将来の金利上昇リスクの考え方

- 変動金利や固定機関選択型など金利変動リスクがある住宅ローンを借り入れている者について、将来、金利上昇により返済額が増加した場合の対応を調査したところ、月々の返済額が1万円増えた場合には「見当がつかない、わからない」と回答した者は15.5%にとどまるが、月々3万円増額となると「見当がつかない、わからない」と回答する者が約3割に達する。

返済額が増加した際の対応

n=1,112（変動型・固定期間選択型の利用者）（月々の返済額1万円、3万円、5万円増加の場合）



フラット35融資利用者における借入時の資金状況（利用者全体）

- フラット35融資利用者全体の借入時の資金の状況を見ると、2014年から2024年の10年間で、借入時の融資額は地域を問わず増加している。

フラット35融資利用者全体における借入時の資金状況

（単位：万円）

	全国		首都圏		近畿圏		東海圏		その他地域	
2014年度	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
手持金	552.3	16.6%	639.2	17.4%	543.4	16.9%	488.8	15.5%	454.6	15.3%
融資金	2649.4	79.5%	2856.2	77.8%	2552.6	79.2%	2561.2	81.2%	2437.1	82.0%
その他の資金	130.9	3.9%	173.7	4.7%	128.7	4.0%	104.0	3.3%	80.2	2.7%



（単位：万円）

2024年度	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
手持金	486.4	12.6%	636.7	14.7%	473.0	12.3%	351.1	10.0%	375.6	10.7%
融資金	3179.1	82.2%	3432.9	79.4%	3146.9	81.8%	2991.5	85.1%	2984.5	85.1%
その他の資金	202.7	5.2%	254.4	5.9%	225.1	5.9%	172.7	4.9%	144.9	4.1%

資料：（独）住宅金融支援機構 「フラット35利用者調査」（フラット35 全体融資利用者）

フラット35 融資利用者における借入時の資金状況（マンション購入者）

- フラット35 融資利用者のうち、マンション購入者の借入時の資金の状況を見ると、2014年から2024年の10年間で、特に首都圏において、必要となる頭金（手持金）が増加している。

フラット35 融資利用者のうちマンション購入者における借入時の資金状況

（単位：万円）

	全国		首都圏		近畿圏		東海圏		その他地域	
2014年度	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
手持金	837.4	21.1%	916.5	20.9%	762.8	21.3%	707.3	20.9%	637.5	21.9%
融資金	2944.7	74.2%	3231.2	73.8%	2672.0	74.8%	2558.6	75.7%	2199.3	75.4%
その他の資金	185.5	4.7%	230.8	5.3%	138.3	3.9%	115.1	3.4%	78.7	2.7%



（単位：万円）

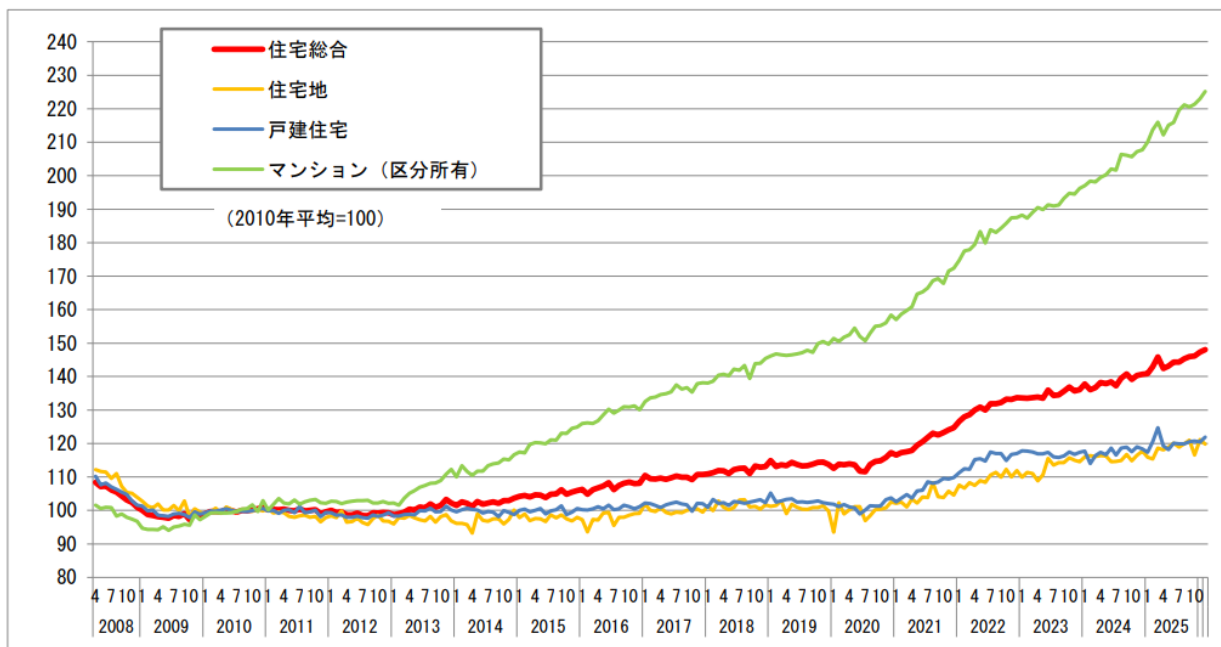
2024年度	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
手持金	1337.9	23.9%	1833.3	27.9%	1270.1	22.1%	819.9	17.2%	922.9	20.6%
融資金	4033.3	72.1%	4467.5	68.0%	4240.6	73.9%	3682.5	77.1%	3418.0	76.2%
その他の資金	221.0	4.0%	268.5	4.1%	226.8	4.0%	274.9	5.8%	143.8	3.2%

資料：（独）住宅金融支援機構 「フラット35利用者調査」（フラット35 マンション融資利用者）

住宅価格の状況について

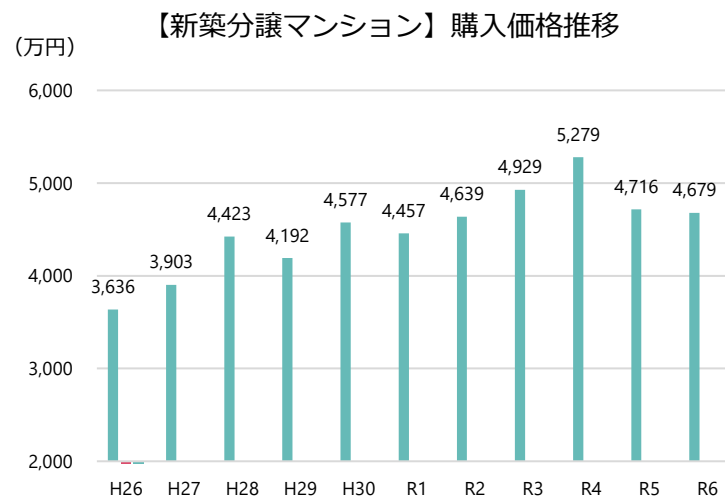
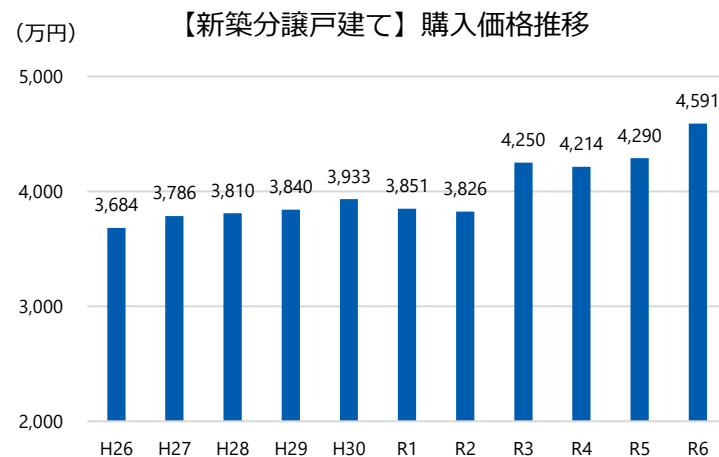
- 住宅の価格は、15年（2010年～2025年）で、住宅総合で1.5倍に上昇（戸建住宅は1.2倍、マンションは2.2倍に上昇）している。

<不動産価格指数（住宅）（令和7年12月分・季節調整値）> ※2010年平均=100



出典：国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課 「不動産価格指数」（令和7年12月・第4四半期分）

○ 新築住宅購入価格の推移



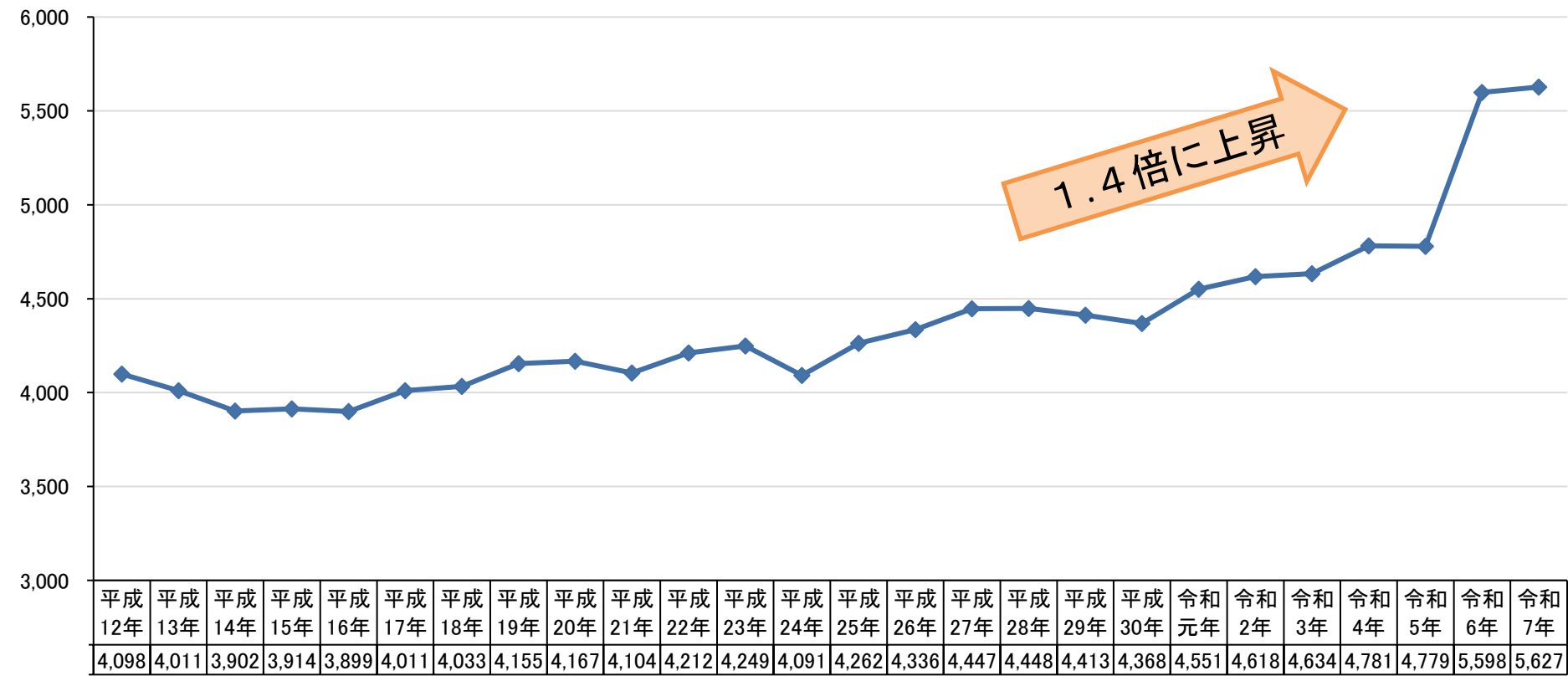
出典：国土交通省住宅局「住宅市場動向調査」（令和6年度）

財形持家転貸融資を利用した際の住宅価格の状況

- 財形持家転貸融資を利用した際の住宅価格は、平成12年から約 1.4 倍に上昇している。

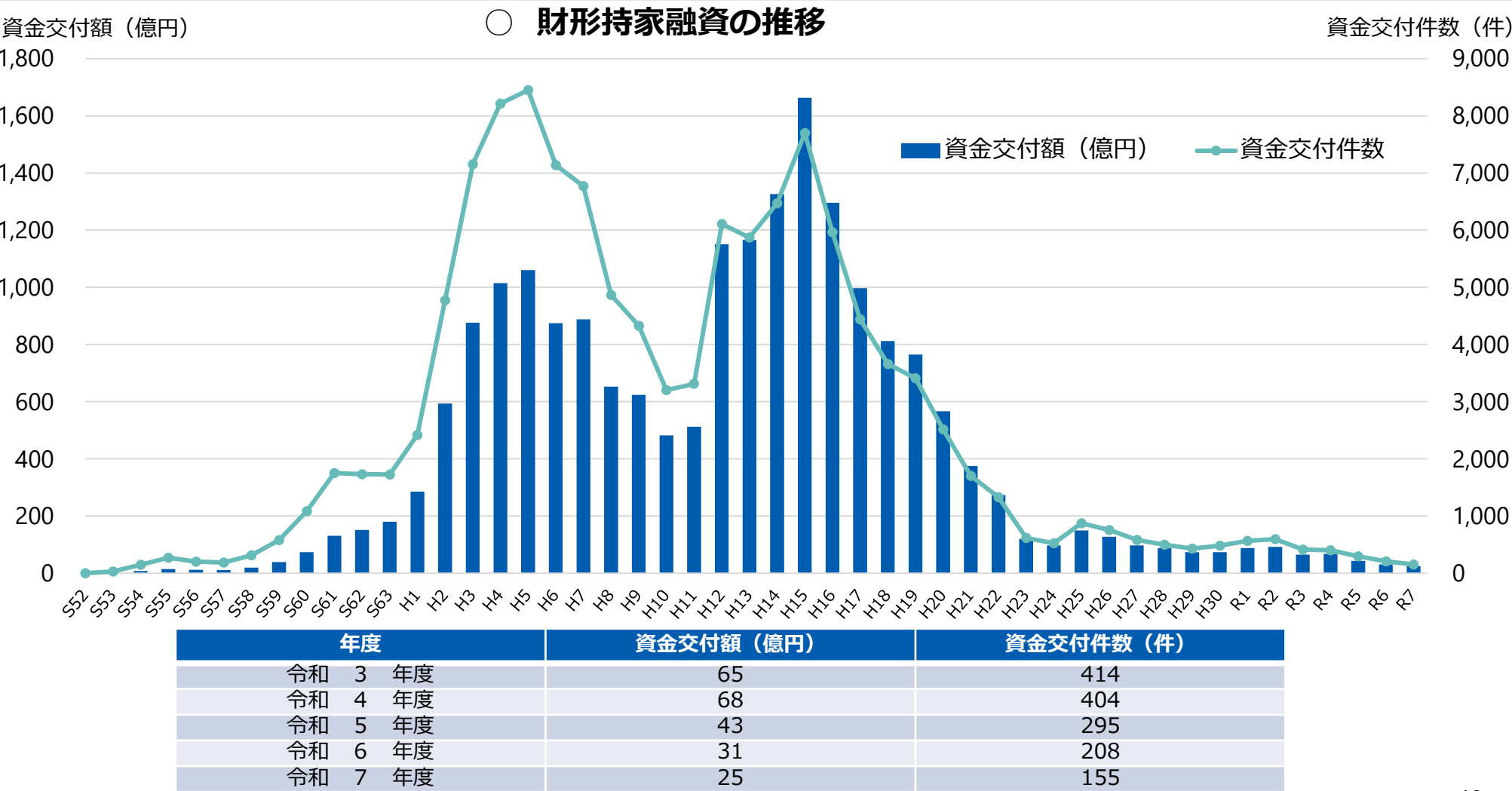
財形持家転貸融資の住宅価格

所要額(万円)



財形持家転貸融資制度の実施状況について

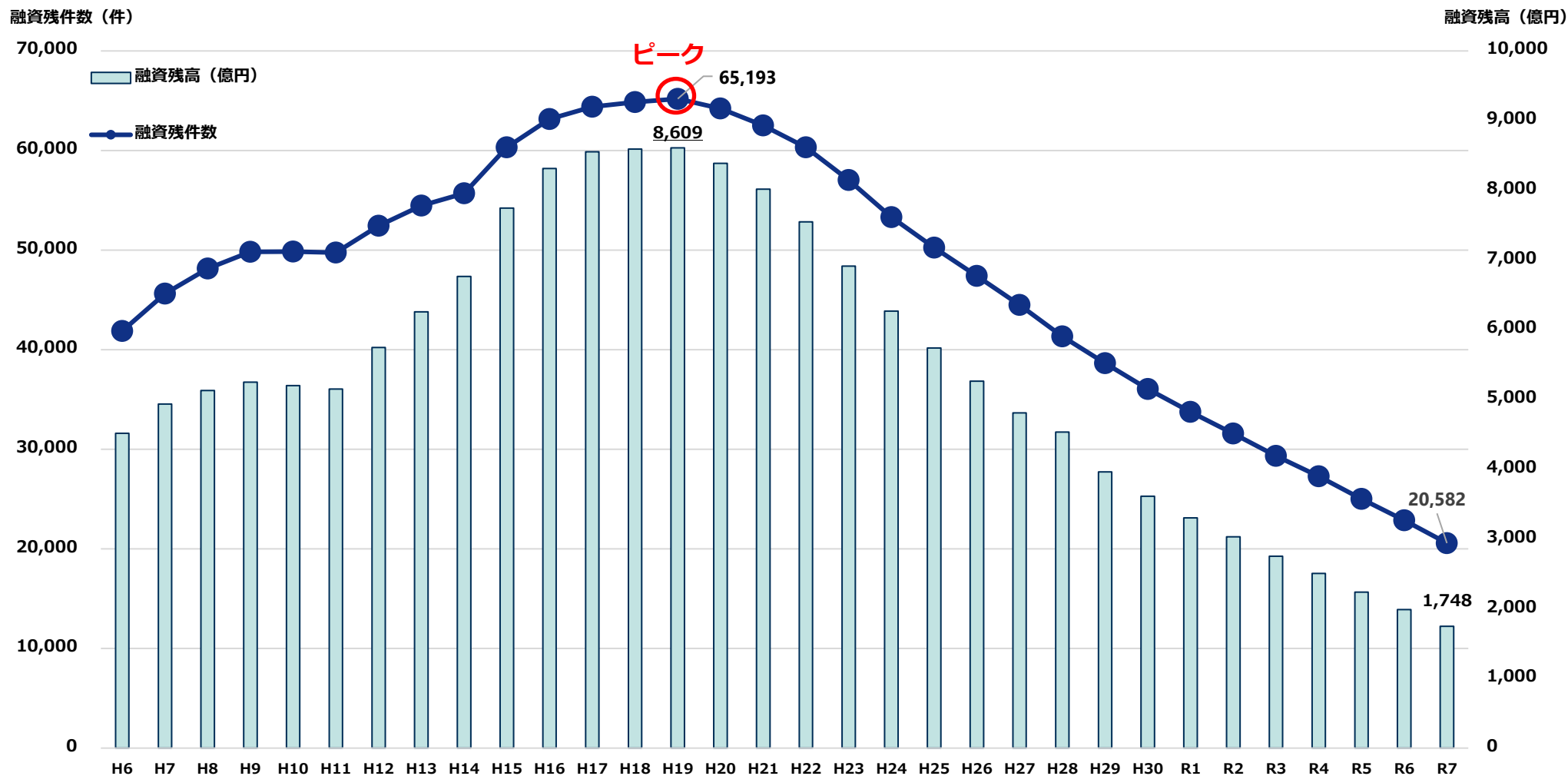
- 令和7年度の財形持家転貸融資は、資金交付件数が155件（前年度比74.5%）、資金交付額は25億円（前年度比82%）。



資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

財形持家転貸融資制度の実施状況について

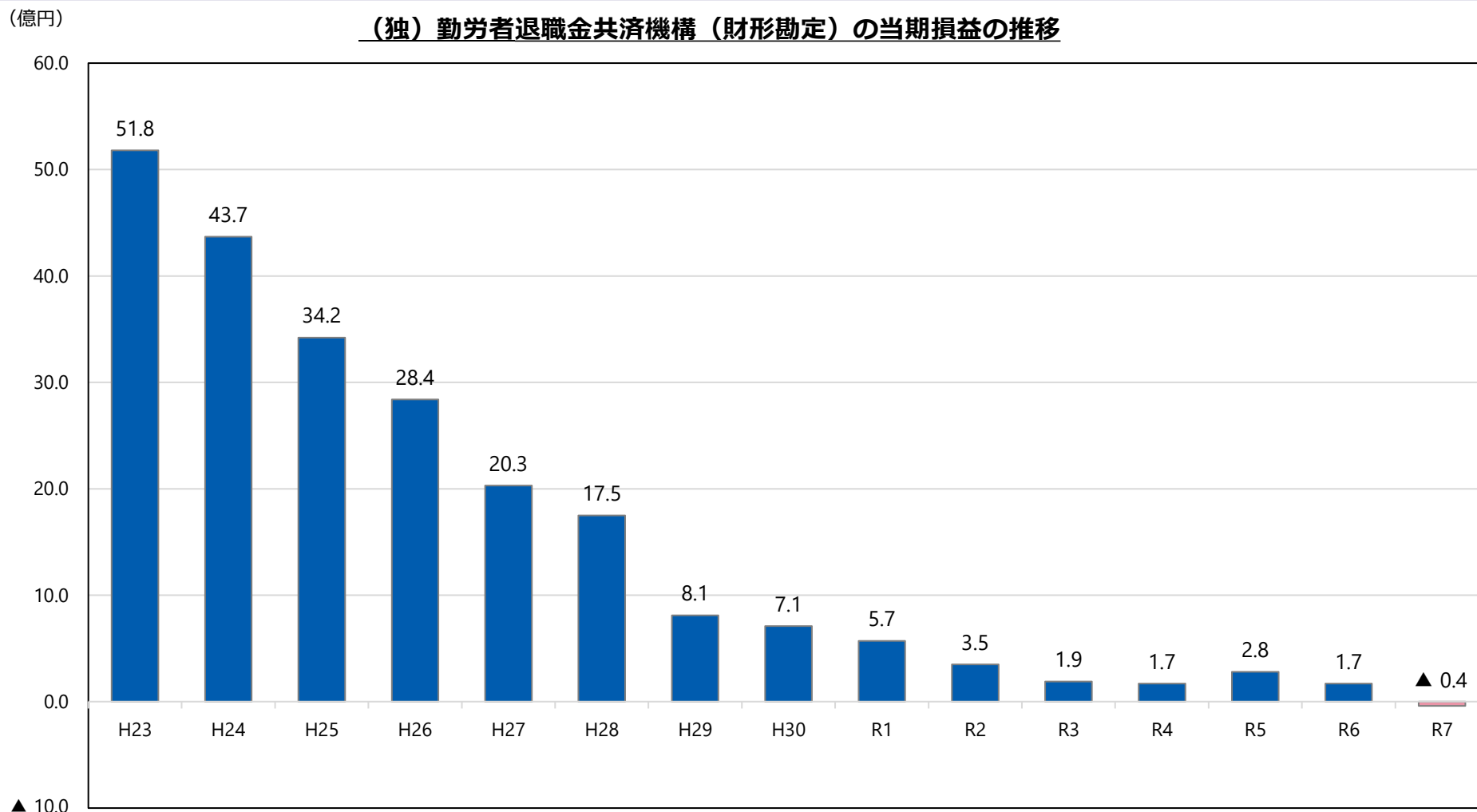
- 財形持家転貸融資の融資残高は減少傾向にある。



資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

財形持家転貸融資業務における当期損益について

- 財形持家転貸融資業務を担っている（独）勤労者退職金共済機構における財形勘定の当期損益は、令和7年度に赤字（3,600万円）に転じた。



注1）財形持家転貸融資業務は（独）勤労者退職金共済機構が実施している。

注2）令和7年度は速報値